

## 第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年6月3日 午前10時00分 招集
2. 令和4年6月20日 午前10時00分 開議
3. 令和4年6月20日 午後3時25分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

### 欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	総務課長	和田直也
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	企画財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	防災情報課長	市原修二
ほけん課長	小山隆幸	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	市民課長	森永智保

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本繁樹	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

### 1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、スムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

15番議員、五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） おはようございます。また今回も1番で一般質問を務めます。15番、五嶋義行です。

通告書の順番を変えて、1番の図書館に関しては夢のある発言もしたいものですから、一番最後に時間を取ってからしたいと思います。2番目から始めます。

平成24年7月12日未明から降り出した今まで経験したことのない大雨に見舞われて、尊い命と甚大な被害が出ました。あれから10年、最近テレビとか新聞に豪雨対策特集が多く載せられています。それで、1番目の白川水系河川整備計画、令和2年1月変更の黒川整備目標となる流量が明示されていないということで質問したいと思います。

白川水系は、阿蘇・中流・市街・下流、4ブロックに分けて、整備計画がされております。熊本市区間、小碓橋から上流9.4キロが整備目標として毎秒2,000トン进行す計画です。それから、菊陽町・大津町区間が小碓橋の上流9.4キロから上流28.1キロまでを毎秒1,500トン。阿蘇ブロックはといいますと、流量増加で下流側の中流ブロック・市街・下流ブロッ

クの氾濫を引き起こさないように下流の流下能力に合わせて順次整備を進めるとあります。阿蘇だけが数量目標が設定されていない。下の流れを見ながらということですが、今、黒川がどれぐらい流れれば阿蘇で水害が起きない状況になるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おはようございます。よろしくをお願いします。

整備計画には私も確認しまして明示されておりました。そのため、県に確認いたしましたところ、現在までが 500 立米毎秒と、これを 580 立米毎秒の目標で整備するとお聞きしております。580 立米毎秒が目標流量となっております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） といいますと、毎秒 580 トン。今、黒川の現状で毎秒 580 トンは流れるということでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 最終的な整備目標が毎秒になっておりますので、跡ヶ瀬とか河道掘削が終わった後ということになります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） それでは、遊水地の整備や内牧の河道改修による下流域の影響はということで通告しておりますが、これは前にも何回か質問しております。阿蘇のどの地点で多くの雨が降ったかで、平成 24 年の水害の後に上流域で遊水地の整備、内牧の河道拡幅とかが行われました。これが下流にどのような影響を及ぼすか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 平成 24 年水害に対しまして激特事業で整備する目的というのは、内牧地区では浸水被害を防ぐと。下流も一緒ですが、特に内牧地区では浸水被害を防ぐということで上流に遊水地が設けられたということがございます。遊水地の目的は、内牧の市街地を主に浸水させないということが目的でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 2020 年 6 月に 1 時間雨量 30 ミリという雨が少々降っただけで跡ヶ瀬橋付近は満杯状態になった。そのときの答弁は、下流域でたくさん雨が降ったと。要は、阿蘇谷のどこで雨が降っても黒川にすべての水が流れ込んできますので、その辺の対策は、その後、2020 年以降どういう対策がされていますか、お聞きしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 基本的には黒川の浚渫は計画的に行われておりまして、今年も大正橋の上流は梅雨前に浚渫が終わっております。今、議員がおっしゃるとおり、内牧の流水能力が増えたことで下流域に負担がかかっているということございまして、整備は遊水地を優先して整備していただくように要望しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） これはまた別の角度から質問したいんですが、「熊本広域大水害の災害対応に係る検証」ということで平成 24 年 12 月に県が災害検証をしています。これを見てみると、九州電力のことには何も言及していないんです。また後で九州電力のことは聞きますが、課長、これを見られたことはありますか。県が検証して策定してあるんですが、これであのときの水害は死者も災害も 80%以上が阿蘇のほうがやられておまして、その辺は次の九州電力から示された黒川調整池堰の運用基準ということでお聞きしたいんですが、我々のところにこういうものが各戸に配布されました。九州電力からのお知らせと。これはどの範囲内で配布してあるんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えいたします。

九州電力からのチラシの配布につきましては、黒川河川沿いの行政区のみに配布しているところでございます。旧阿蘇町でいきますと、内牧 1 区から 5 区、小里、西小里、折戸、宇土、鷲の石、原の口、山田、小倉、西小倉、小池、黒流町、今町でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 旧阿蘇町全部に配ってあるということで理解していいですか。

これを見ると、大雨洪水警報が発令された時点でも、まだ下流の影響を考慮しつつ流すと、3 番目のところでしてあるんですが、大雨洪水警報が出ていけば、その状態で全開にしてほしいという思いがありますが、その前にもいろいろ総務部長とかほかの区長さんとかには説明がしてあるんです。ただ、なかなか普通の人がこれを見ても、よくよく考えないと、何か立派な文書のように見えるんです。ただ、阿蘇地域に大雨洪水警報が出ていけば、早く全開にしてほしいと思いますが、その辺はいかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 堰の運用について、九州電力株式会社に詳細な運用をお聞きしております。通常、平常時の運用水位といたしますが、かんがい用水の件もございまして、標高でいきますと 461 メートルでダム of 堰を閉めて水をためているところがございます。注意報が出た場合には、それから 40 センチ、460.6 メートルで準備をします。そして、警報が出た場合には、先ほど市議も申し上げましたとおり、下流域の影響を考慮するというところがございます。これについては、発電所の管理規定といたしまして、国土交通省の指導で一気に下流に流して、影響が出ないようにということもございまして、現実として警報が出たから一気に堰を上げると、下流域に大量の水が流れてしまうところがございます。少しずつゲートを上げて、最終的には毎秒 250 トン以上の流入の可能性のある場合には全開にするということでお聞きしております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 下流域の影響を考慮すると。下流のどこを指して、どこがどの程度になったときには流量調整するとかいう具体的な場所は決まっていますか。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 具体的に下流域のどのポイントということはお聞きしてお

りませんけれども、九州電力からお聞きしているのは、流入量がどれぐらい入ってくるかという気象情報に基づいて、上流域の過去のデータ、それから観測点の降雨量の予測をもとに1、2時間先の流入量を予測しますと。それを一気に下流に流さないように、その予測に応じてセンチ単位で設定して、少しずつゲートを上げるということでお聞きしております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） これはお願いですが、阿蘇市のお願いとして、警報が出たら、堰は全開にするというお願いをしてください。ただ、九州電力は、平成24年の水害から随分と運用を変えました。水位をだんだん下げてきました。もとは463メートルあったんです。それを車帰区とかが地下水が高くて困るということで462メートルに下げた。この間の水害があったから、いつもの水位をそれからまた40センチ下げた状態にした。だから、こちらからいろいろ要望すればそうなる可能性はあると思いますが、課長、いかがお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） 九州電力としては、ダムの管理規定、それから下流域への影響というのを見ながらでないと、一気に全開するとか、そういったものは厳しいとお聞きしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 今回のことは、非常に九州電力さんも気を遣っていらっしゃると思います。それで、2026年から発電を始めますが、発電量が前回のほぼ半分ぐらいに落として計画してありますので、要はあの堰がある程度は水害に影響するということだから、できるだけ早く開放していただくことを阿蘇市としても、阿蘇市が運用するわけではないから、お願いするしかない。ただ、阿蘇市民を守るために、行政はそういう姿勢でやってほしいと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） この調整堰の運用ですけれども、警報等発令時には市役所にもファクス、それから確認の電話等々で情報も随時いただいております。私どもも九州電力とは連絡を密に取りながら、適正な運用がされるように努力してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） ぜひこれを一段階早めにしてもらうように、警報が発令されたときは全開にしてもらうと、そういう方向でお願いしたいと思っております。

九州電力堰については以上です。

それから、流域治水ということで、令和2年の人吉球磨の豪雨災害後に流域治水という言葉が頻繁に使われるようになって、その中で田んぼダムが有効ではないかということで、前回もそういう質問をしました。その進捗はどのようになっていますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。お答えさせていただきます。

前回、令和3年6月議会で議員から御質問いただいたところでございます。現在、熊本県

のほうで昨年度から引き続き今年度2か年で実証実験が行われている状況でございます。実証実験の結果や効果はまだ見えておりません。したがって、効果であるとか結果を十分注視いたしまして、関係土地改良区等々、関係機関と協議しながら研究してまいりたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 阿蘇土地改良区内で、今年からか、排水路側の土手を整形し直して、畔を高める仕事をしています。これは、地権者にお金がかからなくて、土地改良区が行っているんですが、こういう田んぼダムとかの方向性に向いたことですか、それをお聞きしたい。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 県営圃場整備事業から約40年近く経過している工区もございます。これについては、県営事業を活用しまして更新基盤整備事業ということで畦畔の再整備、また暗渠排水あたりの事業を行っております。その一環で行われているものだと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 排水口に特別な蓋をして水位を上げるということになれば、当然畔がしっかりしていないと水がたまりませんので、そういう方向であるのかなと思っております。

これは、先日の農業新聞に佐賀県で1,200ヘクタール、田んぼダムの実験を行っていますが、このことはどういう認識がありますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 佐賀県も同じく北部水害で大きなダメージを受けた地域でございます。人吉球磨地方と同様にそれぞれの県の主要事業で実証実験をおやりになるということについて記事化されたものと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） 田んぼダムについて、今、一番先進地はどこですか。先進地を一回視察したいと思いますので、課長が分かれば教えてください。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 九州地域ではまだまだ取組が今始まったばかりというところがございます。全国では新潟県であるとか兵庫県、各都道府県の一部地域で取組が行われている状況でございます。気象条件、また地形等が異なるところもございますので、一概に熊本県と比較するといったものについては疑問でございますけれども、そういった形で先進地としましては以上の地域で行われている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） いつかテレビか何かで見たんですが、新潟大学の先生がすごく田んぼダムについての研究をされているみたいでしたから、また勉強したいと思います。

では、田んぼダムについては以上です。

次に、県道 149 号河陰阿蘇線の整備促進についてということで、前回の質問で阿蘇市の西の玄関口、赤水ということで質問しました。玄関口があれば、奥座敷がなければいけない。だから、赤水に対する奥座敷はやっぱり内牧でしょうと思っておりましたが、赤水から内牧にお客さんを誘導する動線はどういうことを考えられているか。私自身は、県道 149 号を整備して、山付きを尾ヶ石経由で内牧に行ってほしいという思いがありますが、動線についてはどういってお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

私的には、車帰インターから下車した後、今、広域農道を整備中でございます。そちらの動線が安全ではないかと考えております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 広域農道から行くと。今のところ、広域農道が整備されてしまえば、それが安全。でも、広域農道はあくまでも農道ですから、観光とか生活とかに関わるのは県道 149 号だと思ふんです。だから、この間、地域振興局にもお邪魔して話をしましたが、何か整備をする取っかかり、計画だけでも見せてくれないだろうかという思いがありますが、課長、それはいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今、県道の内牧坂梨線の完成を目標に要望しておりますが、その後の要望路線として河陰阿蘇線を要望しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 内牧坂梨線が終わったら、小倉、山田のほうに進むという話でしたけれど、その話とはまた違うんですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 小倉を含めて内牧坂梨線完了後ということでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 小倉、山田は、内牧から坂梨の間ですね。では、それが終われば、河陰阿蘇線のほうに移行すると。何か課長が言いたそうだから、どうぞ言ってください。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 要望を移行していきたいと。その前に、またできるところから整備すると聞いておりますので、できるところからやっていただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） できるところから。家もない。山主さんは、うちの山はどう切ってもいい、土地も提供しますという話もあるから、今ちょうど跡ヶ瀬から狩尾に行くところが非常に木が生い茂って、あの道に来てから何か山の中に行くような気持ちになるらしいです。だから、その中の木の伐採でも何か県はやる気があるなというところを阿蘇市としてもぜひお願いしてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） おっしゃる要望は以前からも続いておりまして、我々も要望しているところでございます。跡ヶ瀬から菊池赤水線に行く市道のほうは、木とかも切らせていただいて、明るくしていたところもございますので、そういうのも含めて県のほうではできないかということで、さらに要望を強めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） ぜひそのような方向でお願いします。

(2) 誘導看板の設置場所はということですが、この看板は普通の道路標識という感じではないイメージです。赤水、車帰から尾ヶ石を經由して内牧、内牧の観光がイメージできるような、そういう看板設置ができないかという前回からの質問ですが、これについてはどうのお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今の御質問です。

あの田園地帯が非常に県の広告看板事業については厳しい地域であります。また、内牧に行くのをインフォメーションで言うときに、やはり3つの路線のうち新しくできる広域道路、そこも観光客のためにはレンタカーもありますので、そこを教えるというのが通常になってきます。車帰インターを下りてきたらですね。ただ、国道57号も、御存じのとおり、スイーツ店とか新しいお店が開業して、今、飲食店が増えておりまして、国道57号も通ってほしいところです。観光課としては、尾ヶ石のほうは史跡があります。そして、どこにウェルカム看板を立てるかというのも3つ選べない状況でございまして、ただ、景観上厳しいというところもあります。何よりナビを使って来られますので、そこに看板があったからという、ただウェルカムボードをつくるだけになるかと思っておりますので、尾ヶ石につきましては、産神社とか的ヶ石御茶屋跡とかが目的地になるように、ナビでちゃんとそこに誘導できるような取組を今行っており、マップを作成するなどナビの目的地になるように努力します。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） それは、地元としても努力をして、産神社は乳の神様です。乳が出ない人があそこに乳の木型を持ってきてお祈りすると乳が出るようになるという昔からの言い伝えのある神社ですので、その辺はやっぱりもっともっとアピールしたいと。参勤交代道路もちゃんと整備されておりますし、その辺を地元も努力をしますので、行政としてもそういうものがありますよというのをまた付け加えていただくような設置もよろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 計画しておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） では、次の質問に移ります。オンブズマン制度の導入についてということをお聞きしております。県下14市の中でオンブズマン制度がある市は幾つあるでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 県下 14 市の状況についてお答えいたします。

オンブズマン制度につきましては、公的オンブズマン制度とも言われておりまして、全国では条例などの法的な整備を行っている団体としましては 15 自治体あるようです。県内ではただ 1 つ、熊本市が平成 23 年 11 月に本制度を導入しまして運用している状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 熊本市だけが条例が制定されていると。ほかの市は、そういう動きすらないわけですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 県内におきましては、なかなか住民の人口等にも影響があるかと思えますけれども、熊本市を除きましては、ほかの県内の自治体においてはオンブズマン制度の導入は行われていないところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 阿蘇市として、今後導入予定は何か考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 本市におきましては、今、様々な苦情等につきましては市民の方から寄せられている状況もでございます。ただし、各所属部署の職員において誠意を持って、その苦情に当たっている状況でございまして、現在のところ訴訟に至るようなケースもございませんが、できるだけ職員のほうでクレーム処理、相談等にも当たっている状況でございますので、オンブズマン制度につきましては、現在のところ導入の予定はしていないところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 住民の方から要望があれば、そういう制度導入も考えられますか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 住民の方から要望があればということですが、相談件数にもよるかと思えます。これが熊本市の状況を見ますと、年間 100 件程度、公的オンブズマン制度でのクレームと申しますか、苦情処理、それから相談等が寄せられているところでございますので、そういう組織体制をつくって対応しなければいけないという状況でございましたら検討の必要があるかと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） 分かりました。阿蘇市は今そういう状況でありますので、分かりました。いいです。

では、最後の質問です。図書館改革に向けた図書館協議会委員の在り方ということで通告しました。ちょうど 6 月 7 日が通告期限で、そういうことを今度質問しようかなと思ったら、6 月 5 日の熊日新聞に出ていました。新聞に出ていて、ああ、これをちょうど俺は質問しようと思ったときにタイムリーな記事が出たなということで、宇城市の不知火美術館・図書館、それが図書館は憩いの場ということで出ていましたので、百聞は一見にしかずと思って、6

月 16 日の木曜日に宇城市の不知火図書館を見にいってきました。予想に反して、予想は、いくら立派な図書館をつくっても、木曜日ですよ、そんなに人はいないだろうと思ったら、駐車場の収容台数が 194 台ということで書いてありました。その 8 割、9 割、車がうまっているんです。「何か今日は特別な日ですか」と聞いたら、「いや、特別じゃない」と、「土日はもっと多いですよ」と言われた。4 月 3 日にオープンして、5 月 3 日、6 月 3 日、2 か月以上経っていて、平日にあんなにたくさんの人が来ている図書館、どんなだろうなど。入って行って、見ましたら、スターバックスのコーヒーが置いてあって、3 ブロックに分けて、そういうコーヒーが飲めるスペース、少し本を読むスペース、一番奥に学習スペースがあって、そこは本当みんな一生懸命勉強するようなスペースで、うらやましかったです。予想に反して意外と多かったから、これは土日ものぞいてみたいなという思いがしました。ぜひ皆さんも時間をつくって、一回行ってほしいと思います。

そういう図書館改革をするための図書館協議会委員というのがあるということですが、そういうメンバーの選定とかいう方法が分かれば教えてください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えします。

図書館協議会の委員の在り方ということで、教育委員会の図書館協議会では年 2 回ほど協議会を予定しております。委員につきましては、校長会の代表の方、それから住民代表の方で組織して、9 名で協議会を行っております。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） その委員の選任の仕方は、どういう形で選ばれていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 委員の選任につきましては、まず図書館のほうで選びまして、それにつきまして教育委員会に承認されまして、委嘱されるということになります。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） それでは、もしその委員になりたいと手を挙げる人がいたときは、どうなりますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） それにつきましても、事務局のほうで教育委員会に上げるまでに 9 名にしなければなりませんけれども、通常、図書館で本に興味を持って、そういう日頃からボランティア活動とか学校関係とか文化財関係とか、それから地域性、そういうところを考慮して、検討しています。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君） こういう新聞が見つかりました。これは見たことあるでしょう。これは結構金もかかっているんです。年間、委託料 1 億 5,000 万円。でも、70 万人の入場者を見込んでいるということで、こういう何か、内牧の支所周り、ひのくに会館もまだ動いていないし、あの辺の大事な場所がそういう形でまだ空き地があるわけですから。今、一の宮と内牧に図書館は 2 つあります。2 つはいらないと思うんです。1 つに統合して、も

っと集約するほうがいろんなことができるのではないかと。この阿蘇市が果たしてそういう管理委託ができるようになるかどうか、課長、どうのお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 私も新聞も見させていただきました。現地にも宇城市の図書館に先週行ってまいりまして、私は土曜日に行きましたので、非常に密な状態で、そういう状況をこの目で見てみなければということで見ましたけれども、これを開館するに当たりまして、宇城市では6億円ほど新しくリニューアルするために事業費がかかっております。阿蘇市におきましても2館図書館がございますけれど、自動車で図書館まで来るという時代でございますけれども、一の宮、阿蘇の図書館として、一の宮図書館は若干若い方が利用されています。阿蘇図書館は高齢者が主体となってやっていますので、その図書館の傾向も大事にしながら、今後、御意見いただいた部分については検討してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君） ぜひ図書館協議会の多様な委員さんを集めて、話をして、いろんな方向も考えてほしいと思っております。

今日は、ありがとうございました。これで一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 15番議員、五嶋義行君の一般質問が終わりました。

資料配付の願いがあっております。これを認め、ただ今から資料の配付を行います。

〔資料配付〕

○議長（湯浅正司君） 続きまして、19番議員、河崎徳雄君の一般質問を許します。

河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 19番議員、河崎でございます。通告に従いまして、住民訴訟のことと過疎対策について質問をいたします。

まず、住民訴訟ですけれども、本議会が始まる前に、6月1日に公判が始まりました。議員の方々も多数、住民の方々も多数傍聴に来られておりました。私も傍聴に行きましたけれども、抽選で傍聴はできませんでした。そういうことでございますけれども、6月3日、議会開会のとき、市長より冒頭に発言がありまして、応訴を聞きました。また、その後に全員協議会でいろいろ説明がありましたけれども、この住民訴訟のことについて住民の方々はまだ中身も何も知らないわけです。私もこの件については、6月1日までは原告の人と話しましたけれども、なかなか公判が始まるまで公開はしないということございましたので、公判の日に訴状を見せてもらいました。そのときに見ましたけれども、文書をもらったのはついこの前でございます。そういうことで住民訴訟についてお尋ねいたしますけれども、原告は誰かと、そういう強い言葉になっておりますけれども、原告は誰ですか。個人情報保護に抵触しない範囲内でお答えいただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 原告が誰かという御質問でございます。原告の氏名等につきましては、議員さんがおっしゃられたとおり、個人情報保護の観点からこの場の答弁は差し控えますけれども、本年3月2日に報道されました新聞記事によりますと、原告は市民団体

「血税を守る会」の3人ということになっております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 私も血税を守る会の3名はよく知っておりますけれども、関連がありますので言いますけれども、2、3日前に私も外部監査請求の請求人になっております。これが結論的には30日以内に控訴すべきですけれども、諸般のいろいろな事情で控訴をしないということがございます。そちらのほうで私も請求人になっておりましたけれども、ある面、残念な思いがしますけれども、今、訴訟を起こされている人たちをよく援護射撃をしていきたいと思っております。そういう中で、今、原告については分かりました。

次に、請求の原因となっておりますけれども、どういうものでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 請求の原因についてお答えをいたします。これについては、訴状記載の請求の原因というところであるかと思っておりますので、簡潔に御説明をさせていただきます。

今回、熊本地方裁判所から送付されました損害賠償履行請求事件の請求の原因では、畜産クラスター事業に係る補助金交付決定の手続が市長の権限行使の中で行われ、この行為が先の裁判で違法認定されたことは、市長が法令に違反し、任務違反行為があったことを意味するということでありまして、阿蘇市が支出した損害賠償金について市長個人に賠償する義務があるということと主張されているものでありまして、これが請求の原因ということになっております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 請求の原因は、今簡単に説明がありましたけれども、それで私もよく理解しております。

では、請求の趣旨は、どういうものですか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 請求の趣旨についてお答えいたします。

請求の趣旨も同様に訴状に記載のあるところでございます。この訴えで何を求めているかという部分になると思いますが、端的に申し上げますと、阿蘇市は、金8,681万5,703円と、令和3年6月30日から支払い済みまで年3%の遅延利息を阿蘇市長個人に請求するよう求めているものでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 請求の趣旨についても私はよく理解しますけれども、一般住民の方はなかなか理解しきれないわけです。そこで、阿蘇市の不利になることは言わないでいいけれど、住民説明会あたりを開いたらどうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 住民説明会を開いたらどうかという御質問と思いますが、本件につきましては、今、訴訟が始まったばかりでございます。今後、そういった住民訴訟の必要性等について議論が出てきて、やる必要があるということになれば検討はする必要がある

のかなと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 先ほど申しましたように、住民の方もわざわざ熊本市の京町まで、あんなにたくさんの方が傍聴に来られております。非常に関心の高さに私も感動いたしましたけれども、住民の方々の意見を聞けば中身が分からないというわけです。そういうことで、市政報告会ばかりでなくて、特別にこういう説明会を開くといいなと思っております。そういうこともぜひお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 住民説明会を開催したらどうか、そういった御意見でございます。ただ、現状としまして裁判は始まっておりますので、裁判が始まっている間は住民説明会をまず開催すべきではないと考えております。当然裁判が終わった後に市として説明すべき事項があればきちんと市民の方々には説明する。現段階での説明というのは、現在のところ考えておりません。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今、部長が言われましたように、全くそうだろうと思っております。終わって、結論が出た後にそういう説明会をしていただきたいと思えます。

続きまして、関連ですけれども、応訴費用について尋ねますけれども、私も本会議で予算委員会で総務委員会でも反対いたしました。住民の訴訟に係る弁護士費用については、6月3日の全員協議会ではよく説明を受けまして、応訴費用が362万3,000円という金額も知りましたけれども、裁判が始まるまで何も知らなかったわけです。そういうことで、我々議員とすれば、住民から見れば議員は何でも知っていると思っているわけです。しかし、全く私ばかりでなくて、ほかの議員さんも知らない人は知らないと思えます。

そういうことで、住民訴訟について、この資料は裁判関係ばかりでなく、阿蘇郡市町村の臨時会の招集を見ると、阿蘇市は、過去4年間で平均数は1回です。多いところで、産山村は年間7回です。産山村は委員会を持っていないそうです。委員会を持っていないから、こんなに多いそうです。しかし、よその町村は委員会を持っております。このように行政と我々議会議員は車の両輪という形で、よく議会の検討の場も設けてあります。議会活性化という言葉もしきりに使いますけれども、ぜひ行政の方々も議会の活性化にも協力をしていただきたいと思えます。この数字を見て、どのように感じますか。これは、総務部長、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 本日配付された資料を見させていただきました。議会を開催するには、まず地方自治法第96条にきちんと議会に付議すべきものを書いてございますので、阿蘇市の執行部としましても地方自治法第96条に則りまして、必要なときに必要に応じて議案として議会に上程をさせていただいている。臨時会が多いところもありますけれども、結果的に阿蘇市としては定例会等で議案が間に合った、そういった認識でいるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 私から見れば部長に反論という形になりますけれども、今回の提訴について、阿蘇市の応訴の対応については、4 月 25 日に訴状が市にきたということで、私は 4 月 29 日に廣瀬課長か高木部長に臨時会を開催してくれないかと言ったわけです。そうしたら、日にちがないとか何とか言われて、私から見れば、訴状が 25 日にきているなら、6 月 1 日以前に何とかやろうと思うならできただろうと思っております。このような考え方は、どのように思いますか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 今の御質問の中では何のための臨時会なのかというのが私は分かりませんが、推察としては弁護士にお願いする、委託するための費用について予算措置はどうか、そういったことで答えさせていただいてよろしいですか。

まず、25 日に訴状がきております。25 日の夕方ございました。早急に対応する必要があるということで、まず顧問弁護士である山下先生に御相談を申し上げた。そういった中で、まず答弁書の提出期日を 5 月 25 日に出すためには、市としてもきちんと主張すべき事項を弁護士さんと相談しなければならない。そのためには、5 月 25 日よりももっと以前に市として決定する必要がある。山下先生にお尋ねしましたところ、山下先生から別の弁護士先生を御紹介いただきました。2 名の弁護士です。裁判も平成 30 年から非常に長くかかっておりますので、裁判の資料も膨大なものがございまして。そういった中で答弁書を出すためにはやっぱりしっかり読み込む必要がある。通常、市議は、臨時会を開催するという御意見でございましたけれども、まず臨時会を開催するに当たっては、議会運営委員会を 1 週間前に告示する必要も当然出てきます。5 月の連休を挟みます。そうなってきますと、最短でも連休明け、10 日前後になってくる。その中で予算を議決いただく。そして、弁護士の委託契約を結ぶ。3 年間にわたる裁判の資料をお渡しする。そこで、ずっと読み込むという、そういった時間のいとまもございませんでしたので、私たちとしては予算の流用で対応させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今、部長の説明で理解するところは理解しますが、理解できないところも私はあります。そういう中ですけれども、市長の冒頭の発言があったとき、発言内容も私はテープをよく聞いてみましたけれども、市長か文書を書かれた人でも結構です。国家賠償法とか、文言がありますけれども、国家賠償法の第 1 条でしょうか、第 2 項でしょうか、どちらを市長は挨拶で言われましたか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 冒頭の市長の発言の中に、国家賠償法第 1 条というのがございました。第 1 条の中には第 1 項と第 2 項がございますので、両方を加味しての御発言と私は認識しております。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 国家賠償法の第 1 条はもちろん理解できますけれども、今、両方

と言われましたけれども、第2項は今度の訴状の内容には入っていないと思います。入っていますか。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 実際裁判も始まっておりますし、具体的な訴状の内容のことについては私がここで発言することによって今後の公判にも当然影響を与える可能性も出てきますので、そこは差し控えさせていただきたいということで御容赦をお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 部長の発言ですけれども、私がこの訴状を読み返す中には国家賠償法第1条の第1項はもちろんですけれども、第2項は争いにはなっておりません。そのあたりは十分認識させていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 今回の訴訟につきましては、2名の弁護士の先生をお願い申し上げますので、その中で市としてきちんと主張すべきことは、打合せをきちんとした上で法廷の場できちんと対応を進めていきたい、そういうふうに考えます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 今、部長の答えで結構です。

では、これで訴状関係については終わります。

続きまして、3月議会で過疎法持続化の話もいたしましたけれども、前回3月議会のときも廣瀬課長あたりと事前にいろいろ話をしました。国会の予算委員会をテレビで見えておりましたけれども、日本で今年度が5,800億円あると。対象自治体で割ると、平均すれば約6億円の資金を1年間運用できるという解釈をしましたけれども、廣瀬課長が言われたのは、このとおり赤で示してありますけれども、この計画の中に明示しておかなければいけないというわけです。ぜひこの計画を職員の方々もよく熟読して、過疎対策を有効に活用してもらいたいと思います。

この中で、私の担当する農政課のところが、6ページの産業の振興の農業というところで現況と問題点と課題が書いてありますけれども、私も関心があります農業用排水路とか揚水ポンプの老朽化が進んでいるとなっております。先ほどの阿蘇土地改良区管内でもポンプが大なり小なり180台あるそうです。これは多面的機能あたりのいろんな事業で更新しておりますけれども、予算がなかなか難しいということです。それと、佐伯課長、先ほど県営圃場整備事業ができて40年と言われたけれども、私は50年になるのではなかろうかと思っておりますけれども、これは私も勉強しておりません。でも、私から言えば、50年近く経っております。県が直接モデル事業みたいなことを進めればですね。そういうことで、ほかの計画が絵に描いた餅にならないように、ぜひ過疎債が適用されるような運用をやっていただきたいと思います。

まず、質問は、この中で揚水ポンプの更新あたりをぜひ取り入れるといいなと思っておりますので、農政課長の答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

まず、持続的発展計画の中に、今回 6 ページに農業の現況と問題点というところで、議員がおっしゃいますとおり、「農業用排水路、揚水ポンプの老朽化が著しく、施設の維持管理費が農業経営を圧迫している状況である」という問題点を掲載させていただいております。

先ほど圃場整備 50 年というところでありまして、昭和 45 年からですので、50 年経過している工区もございます。そういった中で、先ほど五嶋議員の一般質問時に御説明いたしましたけれども、更新基盤整備事業ということで再整備事業、農業施設の改修、また新設といったものを県営事業で行っております。

今後、阿蘇管内 20 近くの圃場整備工区がございます。年次計画を立てまして、それぞれの事業規模、また財政状況を十分考慮しながら、生産性の向上によります農業経営の安定化が図れるように県及び土地改良区と連携しながら取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） 今、課長から説明がありましたけれども、6 ページの課題の中にはよく問題点で書いてありますけれども、10 ページのこの中にぜひ赤に折り込んで、阿蘇市全体に揚水ポンプのような事業も取り入れていってもらいたいと思いますので、関係団体とよく打ち合わせて、過疎債を有効に活用していただきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 河崎徳雄君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 20 分から再開いたします。

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、17 番議員、古木孝宏君の一般質問を許します。

古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 17 番、古木です。簡潔にいきますので、いい答弁に期待をしております。

1 番、後期高齢者への人間ドック助成をということです。現在、人間ドックに対する助成、何名で、どのくらいお金がかかっていますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） おはようございます。ただ今の質問にお答えさせていただきます。

現在、人間ドックに対する助成につきましては、国民健康保険被保険者に行っております。現在、年間 70 名程度の助成ということで推移しております。金額につきましては、1 日ド

ックの場合 5,000 円、2 日ドックの場合が 1 万円です。令和 3 年度の実績は、1 日ドックが 49 名、2 日ドックが 18 名ということで、総額 42 万 5,000 円の助成となっております。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） そういうことでよく助成をされているわけですが、これに対して、その効果といたしますか、それはどのように考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 現在、国民健康保険被保険者の 40 歳以上に関しましては、特定健診ということで現在受診率がもうすぐ 50%というところまでできております。更に人間ドックということになりますと、それ以上に検査項目も多いということで、当然健康の保持増進ということに関しましては一定の効果があると認識しております。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 今おっしゃいますように、助成して、効果が出ているということですよ。

それで、本題であります後期高齢者に対しての人間ドック助成というか、これを前回文教厚生常任委員会のときも言ったんですが、新たに取り組んだらいかがなものかということで今回質問したわけですが、どうしますか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 本市におきましては、後期高齢者医療に関しましても健診の受診率向上ということで、集団健診であったり、医療機関における個別健診など、健診受診率の向上にこれまで取り組んでまいりました。熊本県後期高齢者医療広域連合におきましても、被保険者の健康の保持増進を目指し、健康審査事業におきまして、目標値を定め、健診受診率の向上に取り組んでおります。今年度から団塊の世代の方々が後期高齢者医療に移行することから、国保や社保のときから健康の維持を目的とするために取り組んできました人間ドックの継続という要望も多くなることが予想されます。市としましても、今後の状況も踏まえ、広域連合への要望も併せて検討を行ってまいります。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 人間ドックに行ってもらおうということは、後期高齢者の方々も、先ほどおっしゃったように、いろんな項目に対して検査ができるようになるわけです。それで、今、これから検討するということですが、市単独でもやるような考えはないですか。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（小山隆幸君） 単独でもという御質問ですけれど、本来保健事業の財源としましては保険料等を財源として行うものとなっております。先ほども述べさせていただきましたとおり、高齢者支援の一つとして高齢者の健康の保持増進のための人間ドック受診につきましては一定程度の必要性も感じておりますので、広域連合への要望も併せて行ってまいります。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） いいです。

市民部長、この件、どう考えますか。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） お答えします。

以前、議員さんから常任委員会の中で後期高齢者の健診の受診の目標が一つ低すぎるのではないかという御指摘もいただきました。そのときに、後期高齢者の方はほとんどの方がかかりつけ医をもっているという形でこういう数字になりましたという話だったんですけれども、市としましては、国民健康保険も社会保険も後期高齢者もできるだけそういう健診を受けていただくということには変わりありません。その中で、健診以上の検査、いわゆるもう少し深く検査をしたい、そういう方だと人間ドックという状況も出てくると思いますので、その辺は2つを合わせた形の取組は必要かと思っておりますが、先ほど課長が言ったように、じゃあ、後期高齢者にも助成を今から検討するのか、前向きにいくのかどうか、それについてはもう少し状況を見る必要があるかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 恐らく後期高齢者で人間ドックに行かれる方は、そんなに数は多くないと思うんです。しかしながら、行っていただくような、そういう施策も必要ではないですか。しっかり考えていただきたい。そして、実現するように。医療費削減のためです。皆さんの健康のためです。

○議長（湯浅正司君） 市民部長。

○市民部長（宮崎 隆君） 基本的には健康が一番でございますので、それに向かう施策についてはいろいろな形で取り組んでいく必要があります。人間ドックの助成についてもその一つの施策と考えております。ほかの施策ももちろん出てきますので、そういうところを踏まえながら対応はしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） しっかりやっていただきたいと思えます。

以上です。

2番目の市道に対する現状の把握、安全対策に問題はないか、考え方をということで質問しますが、大体市道に関しては今までも何回かやっておりますが、このあたりまた梅雨時を迎えまして、どこそこと穴ができたとか、そういうことも起こっております。

今回の質問は、そうした中でも、例えば例をとると、国道57号のローソンから市役所のほうに下る道があります。八木殿線。あそこの下にタッドという会社があります。あの交差点。あそこが陥没しております。陥没してから何年になりますか。看板も立っております。段差が危ないと。しかしながら、草でこの看板も見えない。あの中に表示灯があります。電気がついて、夜でも危ないということで。これも陥没して、見えません。しかしながら、対応はしていない。これは、どうしてですか。この例をとって言いますと、ほかにもたくさんありますけれども、差し当たって、あそこは通学路でもあります。あの線は、非常に道路も悪い。穴ができたところもある。そうした中で、一番問題は、あそこはバウンドしますよ。課長が答弁すると思えますが、あそこを通ってください。どのように考えていますか。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

私も何度も通っております、早々な補修ということが必要だったと考えております。今年度整備するところになっておまして、水道管とか、横断の側溝のすりつけあたりを慎重にやっていく必要がありますので、今、設計しているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 今、設計で、いつ頃できますか。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 梅雨明けをめどにやりたいと思っています。

○議長（湯淺正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 早急にやってください。本当に危ないです。知らない人は、上から来て、勢いよく通りますから。それと、今ある看板、上から下つてくるとき、看板は見えません。草の中に、下のほうは下刈りしてあります。しかし、看板は草に隠れている。下から上ってくるほうは、タッド側にあつて、見えます。しかし、上からのほうが、スピードが出ます。それで、非常にあの交差点も危ないところなので、しっかり早急にすぐしてください。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現場確認いたしまして、早急に対応します。

○議長（湯淺正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） そういところを、今、課長が現場確認とおっしゃいましたが、前から言いますけれども、1日か2日あれば、市内の市道ぐらいは回れるじゃないですか。そういったところの確認がどうかと思うところがあります。今回、その道路の件も言いましたが、非常に、先ほども県の木々の枝とかの話がありましたが、市道においても木の枝が出て危険なところ、また、今、宅急便とか大型車両が行くのに頭に当たって通れないところが大分あると思います。それと、カーブミラーも木が生い茂って、せっかくカーブミラーがあつても見えない。そういった点もあります。日頃からこういう管理をどのように思つてやっておられるか。せっかくある道路に。市民の方々の生活道路です。あまり通らないところならいいんですが、そういったところの管理をどのように考えておられますか。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 議員がおっしゃるとおり、パトロールも2人がかりで1週間ほど確認を6月中旬までに終わっております。木の枝等につきましては、4.5メートル以下であれば、こちらのほうで伐採ができるということになっておりますので、4.5メートル以下で市がするか植えた人をお願いするかというところで、緊急性があれば市で伐採も行うというところで対応しております。

○議長（湯淺正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 恐らく持ち主はほしくないと思うんです。やっぱり出た枝ぐらひは市のほうで切つてもいいようになっていきますか。なつていれば、切つていただきたい。今、2

人で1週間ぐらいパトロールすると。何をパトロールしているのかなど、いつも思っております。もうちょっとしっかりとそういうところを見て、安全が確保できるような確認の方法をしないと危ないです。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 木の枝だけでいけば、4.5メートル以下に落ちていれば切っただけということになっておりますので、所有者もいらっしゃいますので、協議して対応している状況でございます。それと、道路のパトロールに対しましても、最初は陥没とか路側の蓋あたりで事故がよく上がっておりましたので、その辺をメインに確認していったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） どうも確認の方法がいまいち生ぬるいと思います。もう少ししっかりと、ただ回るだけではなくて、自分で通ってみて、何が悪いのか、カーブミラーが見えないなら見えないといったところにしても、木の枝が出ていると、4.5メートル以下は大分あります。それも早急に確認をして、地権者ができず、市のほうでできるなら、それで早めに切ってください。非常に通られる方が迷惑しているところがあると思います。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 通行の方の利便性が向上するように対応していきたいと思いません。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 課長、これは市民の方々の意見もありますので、やっぱりそういうところは、ただ議場で答弁して終わりではなくて、しっかりと考えてから、市民の方々のためですので、しっかりとやってください。

以上です。

次、3番目にいきます。阿蘇市全域が過疎地域指定を受けたことに対する見解、捉え方ということで、今回、阿蘇市全域が過疎地域指定を受けたということですが、市長、どのように思っていますか。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） お答えをさせていただきます。

過疎地域を受けたということについては、すごく残念に思いました。今まで光ネットはもちろんでありますけれども、定住化のためとか、いろんな施策とか、子育てとか、そういう施策をやってまいりましたけれども、それもなかなかそこまでは至らず、過疎化になったということはすごく残念に思っております。これから過疎債が使えるからということもあるかもしれませんが、それをまた安易に使いすぎると、将来にわたって返さなければいけないものがだんだんだんだん増えてくるということだと、また市の発展を阻害するということにもなっておりますので、これからさらにいろんな施策等について、定住化を含めて人口が増えるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 市長が今申されましたけれども、私も非常に残念に思います。情けないと思っております。

過疎地域に指定を受けたという、この原因ですね、新過疎法第 43 条、それを説明してください。どうして指定を受けないといけない状況になったか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

過疎地域の指定を受けたということで、過疎地域の指定については、要件が財政力の要件と人口要件がございまして、その両方 2 つとも満たしたということで過疎地域の指定を受けた形になります。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） いいです。

その中で、この前もありましたが、過去 40 年前に遡って、この減少率が激しいということが要因でしょう。要は、その人口減とすれば。そうした中、40 年間の間に、市長、この阿蘇市を引っ張られて 17 年になると思いますが、先ほど市長がいろいろ施策を打ったが、なかなか思うようにはいかないということですが、具体的に何を一番メインとして、人口流出、少子化対策等をやってこられましたか。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） メインとしてやってきたのは、働く場所がいかにつくれるかということでございます。しかしながら、今までいろんなところにもお願いをしてみました。でも、そこで、一つ、恐らく進出しようと思ってもできないとか、そういうことも私ども阿蘇市のほうでもあり得たのではないかと思っております。それは、いわゆる平成 24 年の九州北部豪雨災害、そして平成 28 年のまた地震ということもあると思っておりますし、そういうことで、逆に長年住んでいる人たちが今度は生活再建によって家を建てなければならない。建てる時、子どもたちの教育の問題あるいは働く場所の問題というのが課題として出てきますので、その負担を何とか解消するためには、この阿蘇市に住むよりも、近隣のところの便利のいいところに住んだほうがいいんじゃないだろうかという住民の皆さん方の感情もおありであったと思っております。そういう中にありまして、空き家対策の問題とか、あるいは光ネットの問題とか、子育ての医療費の問題とか、そういう身近に感じていただく暮らしの中での助成等については、財政のできる範囲の中で今まで知恵を絞りながら議会とも一緒になってやってきたものだと思っておりますけれども、やっぱりそういうものを解消できるというのは働く場所をちゃんとつくっていくこと、また雇用の場をつくっていくことが一番ではないかと思っ、今までやってまいりましたけれども、そのような事情等もあり、なかなかかなっていないということは自分自身でも今残念に思っておりますし、また思い起こしながらしっかりとその施策の充実に取り組んでいかなければいけないという強い気持ちも今持っております。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 恐らく災害のことが出てくるのではなかろうかと思っておりますが、市長、就任されてから災害まで7年はありましたよね。それから、忘れもしませんが、就任当時、諸外国にも私はつてがあるということで行事とかもやるということに私も当時期待をした部分もありました。それは、いろいろなことがあったから現状に至っているということですが、結局は何にも前に進んでいないと。人口だけが減っていくということではないですか。おっしゃいましたように、これからまたしっかりとやっていくということで、言葉だけはいいいですが、どのようにやっていきますか。人口は、こう下がって、ずっと下がっていきます。この先どうなるか、市長は何年続けられていくか分かりませんが、大切な時期におられるのではないですか。しっかりとした施策を打つお考えを、具体的に何かあれば。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 具体的に何かということでありませけれども、それは古木議員も頭の中に入っているかもしれませけれども、最近話題になってきているTSMCの進出によって、その効果をうまく生かしながら阿蘇市の定住化と働く場所の確保ということも考えていかなければいけないし、また市が独自にどこかと提携を組みながら、そして新しいものを創出していくということがまず考えられると思っております。それと、なかなか基幹産業において難しいのいろいろあると思っておりますけれども、観光面においても条件的に、じゃあ、どうなのでしょう。今、せつかく火山の活動も落ち着いて、そのままの状態レベル1になっておりますけれども、一方では中規模噴火を起こしたということでガスの検知器も吹っ飛んでしまった。それから、転落防止の柵についても吹っ飛んでしまった。そういう予測もしないような状態が続いて、これも一進一退ということもあります。でも、そうはいいいながら、やっぱり市政を預かる者として、もちろん古木議員も市民のそういう代弁者としての取組を今やっておられると思っておりますから、ここは総じて一緒になって、いろいろなものをつくり上げていくということで、まず阿蘇地域においてのプラスになるような資源をいかにまたつくり上げていくのかという意味では大事なことだと思っておりますし、もう一つ言えることは、コロナの収束後においてどうあるべきか、ウィズコロナについてどうあるべきか、そういう対策もしっかりこれをやっていかなければいけないということもありますし、また冒頭にありましたように、後期高齢者の方々がだんだんお年を召してきますけれども、非常に元気です。この後期高齢者の皆さん方にもお力をいただきながら、何とか人口を食い止めていく、そして増やしていくということをやっていくべきであるのではないかと思っておりますので、そのようにこれからも努めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 観光面とかはよそから来られる観光客でございますけれども、やはり地元の雇用の場所とか、今おっしゃられたように、人口流出のために何か策が見えません。今まで私も当初からおりますけれども、何がしたいのか、そういうのが見えないので、いろいろと原因といいますか、災害とか、コロナとか、おっしゃいますけれども、それから先ほどの台湾からの企業との関係もありますけれども、こういうのは抜きにして、阿蘇市独自として人口流出を、昨日の操法大会ではございませけれども、やっぱり指揮者の下、うま

く回っていくような施策を、市長、しっかりと打ち出す必要があるのではないですか。今後いろいろと考えていきたい、何をしたい、雲をつかむような話で今までずっとこれでやってきたのではないですか。その点、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今のような御意見も当然出てくるかと思っております。でも、市政をお預かりした身としては、スタッフのみんなと一生懸命いろんな事業はさせていただいておりますし、その都度議会においても提案をさせていただいております。それは、確かに地味なことであるかもしれない。でも、派手なことではないかもしれないけれども、阿蘇市の市民の皆さん方にとって大切な事業であるということもあるから議会に提案をさせていただいておりますし、逆にまたこれは議会のほうからこういうことでどうだと、空理空論ではなくて、もっと我がことを考えるとこういうこともできるのではないのかという御提案もしっかりいただきながら、これから阿蘇市の浮上に向けて頑張っていくというのが共通した認識でいかないといけないのではないかと思っております。我々はもちろん責任感を持ちながらしっかりとやっていく覚悟でおります。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） どうも感じておりますのは、市長、市民の方々にはなかなかここにことやっておられますが、私は行政のほうを見ておりますと、各部課長がここにおられますが、何かこう縮こまっているような気がします。もう少し大きな考えで、市長、それぞれにやっぱり権限を持たせているとは思いますが、やっていると思いがちです。しかしながら、見ておりますと、どうも市長の顔色ばかり見て、あまりこう、そういう感じにとれます。私としては、それが非常に残念です。もう少しいきいきとできるような、皆さんも職場がいいんじゃないですか、と私は思います。その点は、市長、これから先もやっぱりそういう点も考えていただいて、朝、御挨拶をされるとか、いろんなことをされて、それぞれコミュニケーションは取っておられると思っておりますが、それ以上にやっぱり職員がいきいきと働けるような、今日もやるぞと、残業はしなくてもやるぞという職場にしていきたい。それが引いては阿蘇市のために、これから市民の方々にもそれぞれ今言いましたような人口流出についても、私は結果が残っていくような気がしますので、その点はしっかりとやっていただきたい。市長、いいです。

今後、これは過疎地域の指定を受けたわけですから、施策としてどういう施策、計画を考えておられますか。財政課長か、総務部長か。

○議長（湯浅正司君） 総務部長。

○総務部長（高木 洋君） 今回の過疎計画においても、全国の自治体のうちの約半数がこういった地域に指定される。こういったことは事実でございます。これまで市長も申し上げましたとおり、あらゆる施策をやってきましたけれども、結果的に数字として表れていなかった。令和2年から令和6年までのこういった人口減少に歯止めをかける、そういった対策として「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、こういったものを策定しております。市役所内部からの意見、そういったものを市役所の中に若手のプロジェクトチーム（若手PT）を

立ち上げておりますので、やっぱり現場の生の意見、そういったものを十分聞きながら進めていきたい。特に阿蘇ならではの、阿蘇にしかできないこと、阿蘇だからこそできること、そういったものを全面的に売り出していく、それが将来につながる、そういうふうには私は認識をしております。

○議長（湯浅正司君） 古木孝宏君。

○17 番（古木孝宏君） 先ほどの市道関係でもありますけれど、やっぱり見るところをしっかりと見て、幅広く上のほうからでも眺めて、そうしたことを考えながら、今後しっかりと、といっても、やっぱり早急に取り組んでいかないといけないと私は思っておりますが、それ以上の答弁は市長自らもできないではなくて、それしかないということですので、総務部長以下、しっかりとその辺は頭の中に入れて、今後の未来ある阿蘇市をつくっていくために頑張ってくださいと思います。

以上です。これで終わります。

○議長（湯浅正司君） 17 番議員、古木孝宏君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。午前中、あと 10 分ぐらいございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12 番議員、森元秀一君の一般質問を許します。

森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） お疲れさまでございます。12 番議員、公明党、森元秀一です。通告に従い、一般質問をいたします。今日は、傍聴に多くの方がお見えですので、執行部におかれましては的確な答弁をお願いいたします。

最初に、学校給食費値上げの対応についてお尋ねいたします。

食料品が原材料、原油価格の高騰で値上がりする中、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行などがさらに追い打ちをかけ、物価高騰が学校給食に大きな影響を及ぼしていると聞きます。2021 年から今年にかけて原材料高騰に伴う学校給食食材の仕入れ値は平均で 1 割ほど上昇し、学校現場では栄養バランスを維持しつつ、原価を抑えようと献立を工夫するなど、試行錯誤しているようであります。しかし、それでも限界があり、苦渋の選択で給食費を上げる動きも各地で出始めているようです。既に値上げを決めている、ある自治体では小中学校で 1 食当たり 25 円、月額で 500 円と、過去最も高い値上げとなったと言われております。

公明党は、既に給食費値上げを決めた自治体もあることから、生活困窮者を中心に生活への影響が出ているとして、国に対し要請し、そのような中、文部科学省は、4 月 5 日、「令

和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」と題する事務連絡を通知したと聞いております。それによると、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、物価高騰による学校給食の実施への影響や、やむを得ず学校給食費の値上げを検討せざるを得ない状況も考えられるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事例として物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されたと説明がありました。

4月7日に行われた学校給食物資開発流通研究協会の総会で挨拶に立った文部科学省健康教育・食育課の三木課長は、コロナ禍だけでなく、ウクライナの世界情勢の不安も含め、物流に多大な影響が出ており、給食費の値上げを懸念している。食材費、運送費などが高騰した場合、学校給食費の増額の負担を保護者に強いるのではなく、学校給食を行う設置者、つまり公立学校であれば地方自治体等の判断により、増額分の負担を国が支援することは可能になった。地域で抱えている物価の高騰という問題を自治体がしっかりと負担軽減に努めることができると話したと伺っております。

そこで、お尋ねします。阿蘇市においてはこの問題をどのように捉えているかを御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

ただ今、学校給食におきましては、現在1食当たり小学校で250円、中学校で290円の負担をいただいているところでございます。現時点では使用している食材の高騰はございませんが、今後、高騰して支出額が増加するという懸念はございます。食材が高騰した場合でも、これまでどおり栄養のバランス、それから量・質を保った学校給食を実施しなければならないと考えております。その際には、子育て世帯の負担増にならないよう、支出額の増加分については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 値上げを考える場合は、臨時交付金を使い、保護者に負担をかけるという考え方でよろしいですか。では、よろしくお願いいたします。

次に、環境問題で話題となっているプラごみ新法施行における市の対応をお尋ねいたします。

プラスチック資源循環促進法が4月1日に施行されました。新しい法律の施行を、資源を持続的に使い回す循環型社会構築への取組加速につなげたい意向があり、同法の柱の一つは、使い捨てプラスチック製品の提供方法の見直しである。具体的にはスプーンやフォーク、歯ブラシ、ストローなど政令で定めた12品目について、有料化や軽量化、代替素材への転換、受け取り辞退者へのポイント付与などの取組を事業者に求めています。対象となるのは前年度、計5トン以上提供した事業者で、削減の取組が著しく不十分な場合は、国が勧告し、命令し、従わない場合は罰金を科す規則も設けられているようです。各事業者も対策を進めていると聞いております。もう一つの柱は、プラごみ回収方法の変更であるようです。既に回

収の仕組みがある容器包装やペットボトルとともに、文房具やおもちゃなど、プラごみを一括して収集することを市町村に求めているように聞きます。そして、リサイクルを一層推進することが狙いであります。

プラごみについては、川や海に流れて、生態系に悪影響を及ぼすことへの国際的な危機感の高まりがあります。世界有数の排出国である日本が削減に取り組む意義は大きいとされています。また、同法施行を契機に、一人一人がライフスタイルを見直し、プラごみをできるだけ出さないようにしていくことも大事である。公明党は、地球環境保護の観点から、レジ袋有料化の早期実現のほか、2030年までに使い捨てプラスチック排出量を25%削減することなどを政府に提言しております。今後もプラごみ削減を推進してまいります。

そこで、お尋ねいたします。阿蘇市において、一つの柱である回収方策としてプラスチックごみの対策はどのように考えているか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） ただ今の御質問にお答えいたします。

プラスチックごみの資源循環のさらなる促進が重要視されている中、自治体に対してはプラスチック廃棄物の分別収集等に取り組むことが求められています。

本市としましては、阿蘇広域行政事務組合の構成市町村のうち、本市を含めた6市町村の一般廃棄物、家庭ごみ等は、一般廃棄物処理場である大阿蘇環境センター未来館に搬入されています。プラスチックごみについては、固形燃料ごみとして搬入され、同じ黄色の袋に入っているごみと一緒に未来館のRDF施設で固形燃料化され、現在は工業用燃料として再利用されています。本市としては、搬入先である未来館の現状に合わせて、今後も引き続きプラスチックごみを含め、廃棄物減量化に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 今お聞きしたところ、工業用燃料として処理するというございました。そういったいろんなプラスチック的なもののリサイクルの方法を国と県と連携しながら考えていくのも一つの提案としていいことだと思いますので、今後そういう形でお考えいただきたいと思っております。何かありましたら。

○議長（湯浅正司君） 市民課長。

○市民課長（森永智保君） ごみの再資源化、再利用等の方法については、施設の状況に合わせて資源の回収方法など、阿蘇広域行政事務組合及び関係市町村で十分な協議を行いながら対応していきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） よろしく対応をお願いいたします。

続きまして、3番目に公園整備の必要性について質問いたします。

12月議会にて人口が増えている地区で公園化を希望する若い住民が多く、移住・定住の施策を考えていく上で屋外での遊びは幼少期の子どもにとっては大切な心身の成長の場、公園は子どもにとって必要不可欠な場所です。ぜひ公園整備の検討をと提案したところ、現状の一の宮公園があるので、そちらを利用してくださいということでした。

先日、運動公園を見に行ったところ、公園遊具は使用禁止になっていました。担当者に聞くと、「遊具の撤去は決まっています。子ども連れの家族はよく公園に来て、遊具は使用できないのですかと聞かれます」とのことでした。

5月27日、議会運営委員会の後、現場を見てみると、遊具は撤去されていました。

そこで、お尋ねいたします。いつから使えなくしたのか。なぜ使用禁止にしたのか。今後、撤去後に遊具は設置されるのか。今後の計画を御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

遊具の経過について御説明したいと思います。昭和60年頃にこの遊具は設置されておりまして、非常に腐食が著しく、利用者の安全が確保できないということで、昨年12月に利用の休止をしております。補修も困難だということが分かりまして、先ほどありましたけれども、本年5月下旬に撤去を行いました。

今後の方向性ですけれども、当運動公園の遊具施設につきましては、主にスポーツ大会等で応援に来られた小さなお子様たちが今までも遊んでおられたということで、今回撤去後も不便な思いをされているかと考えております。今後におきましては、遊具の設置場所も含めまして公園の安全確保の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 遊具は撤去するときに計画が必要だと思うんです。その遊具をなぜ設置したのか。その原点を振り返っていただいて、子どもたちが、先ほど申しましたように、遊び場の中として成長する過程に必要なことなんです。そのことを御存じで遊具を付けたわけですよね。だから、そのメンテナンスができなかったからという形で遊具を撤去する場合は、やはり次のことを考えながら撤去しないといけないと思います。市民の考え方、子どもたちの遊び場を何か無視しているように思えるんですが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 一の宮総合運動公園の当初からの計画も公園という位置づけであったということで、私たちが危ないから撤去するというだけではなくて、将来的なことが欠けていた部分もあると思います。今後、前向きに設置場所、安全性を考えて検討してまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 検討、検討で長くできないという形が考えられますので、喫緊の課題として遊具の設置というのは考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 今後、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12番（森元秀一君） 子どもの遊びの重要性ですね、子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦して、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであります。また、集団の遊びの中で自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上

させていくものと考えられます。このように、遊びは、すべての子どもの成長にとって必要不可欠なものであると思います。

子どもは、遊び場での遊びを通して、屋外での一人遊びでは得られない他者や自然との関わり合い、天候や季節変化の実感などの多様な直接体験を得ることができます。特に、都市公園の遊び場には幅広く利用者が集まるため、世代間や地域社会との関わり、集団での遊びを通して社会的ルールや自分が果たすべき役割、責任などの存在に気づき、他者とのコミュニケーションを円滑に図る能力を身につけることが期待できます。これらの多様な直接体験によって、子どもは、視野を広げ、感受性や道徳感、正義感などを育み、より一層心を豊かにして成長していくものと考えられます。

このように子どもから環境によい人材として育っていくと思います。阿蘇市から世界に羽ばたくような人材を育てる環境づくりをしていただきたいと思います。いかがでしょうか、教育長の答弁を求めます。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

議員さんがおっしゃいましたように、子どもたちが遊びの中で、また他者と自然とそのような環境の中でいろんなことを学びながら、特に大切な創造力とか、これから生きていく上での意欲ですとか考える力、そしてまた自分自身を振り返る場にもなります。大変大切な時間であり場所だと認識しているところです。私たち阿蘇市教育委員会におきましても変化の激しい、そしてまたこれから先、非常に可能性がどういうふうに進んでいくのか不特定な中で、やはり子どもたちには世界に目を向けながら、議員がおっしゃいますように、これから出会うグローバルな時代にしっかり対応し、そしてまたその対応できる資質・能力を育むためにもいろんな場面で子どもたちが自ら考え、そして課題を解決していく力が非常に重要だと思っております。そういう力が小さい頃からの遊びの中でもしっかりと培われていくものだと思っておりますので、引き続きまたよろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今、教育長がおっしゃったとおり、子どもの頃からその環境によい人材を育てるためには、そういった遊びも必要だと思うんです。喫緊の課題として遊具の設置をまたお願いしたいと思います。

12 月議会で田中則次議員の畜産農業協同組合跡地利用にて周辺地域の人口は増えていると。経済状況や市の財政を見ながら、有事の際に活用できる簡単な公園化を考えていきたいとの答弁でした。その中で、予算の中に 1,500 万円か 2,000 万円ですか、そういった予算がついたと思われま。畜産農業協同組合跡地の公園化の計画の内容はどのようになっているか、御答弁ください。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 失礼します。

畜協跡地につきましては、平成 24 年度に敷地内の段差解消を主とした暫定的な多目的広場としまして工事を計画しておりましたが、御存じのとおり、施工中に発生しました九州北

部豪雨災害によりまして工事中断を余儀なくされております。

今回予算計上しております工事請負費につきましては、その当時、平成 24 年度の事業計画を基本としまして、まずは施錠してある当地を開放することを前提とした簡易的な整地工事を計画しております。現在、設計業務の発注段階でございまして、工事の詳細については今後決めていくこととなりますので、地元の方々が散歩、ウォーキングなどで活用してもらえるように敷地の南側を中心として整地工事を行う計画でございます。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今後はあの周辺地域の方が公園化を求められているんですが、先々についてはその考えはないですか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 周辺地域については、確かに人口が増加傾向にありまして、特に小さい子どもさんの姿も多く見かけの中で、畜協跡地に接続する農道の交通量が非常に大型車両をはじめ増えてきておりまして、防犯上を含め、安全面での懸念材料がございます。また、災害等の被害状況によりましては、災害廃棄物の仮置場としまして利用しなければならない事態も想定する必要がございますので、現時点では工作物あたりの予定はしておりませんが、基本的には簡易的な公園広場の整備と考えております。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 続きまして、熊本市の南区にある平成中央公園に、このほど障がいの有無に関係なく、誰でも遊べるインクルーシブ遊具を新設と聞いております。新設されたのは滑り台などが付いた複合遊具とブランコ。複合遊具には車いすを使用する子どもが遊べるよう、スロープや多くの手すりを取り付けられているほか、ブランコには背もたれと体を固定する補助用具も付いているとか。

インクルーシブ公園とは、公園を訪れる誰もが一緒に楽しく遊べる公園のこと。屋外での遊びは、幼少期の子どもにとっては大切な心身の成長の場。そこで、「どんな子どもでも成長機会を損なわず、一緒に遊べる公園を」という思いから生まれたのがインクルーシブ公園です。

インクルーシブ公園で大切にされていることは、「障がいがあっても遊びやすい」ではなく、「すべての子どもと一緒に遊べる」ということ。あらゆる個性や背景を持つ子どもたちが、一緒に混ざり合って遊ぶこと。多様性への相互理解を深め、インクルーシブな地域社会につながることを理念とされています。子どもたちだけでなく、付き添う親にとっても、多くの気づきを得られる場であることは間違いありません。

時代を先取りしていくことも大事だと思いますが、阿蘇市においては、いかがお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 御提案いただきましたインクルーシブ、それからユニバーサルデザインの視点については、公園整備に限らず、まちづくりを進める上で大変重要であると認識しております。このインクルーシブという考え方が、ハード整備だけにとどまらず、やはりソフト面も含めて社会全体でバリアをなくす環境整備が必要であると考えております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 今、T SMCですか、菊陽のほうに進出してきました。今、観光課、まちづくり課でもしっかりと移住・定住のことを考えておられます。阿蘇は、誘致企業はないわけですね。なかなか企業が来ないということであり、既にインフラ整備がきちんできていますから、そういう中で、人口が増えているところについては、市民の要望である公園化というのは必ず必要だと思うんです。喫緊の課題として考えていただけるかどうか、答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 公園の管理につきましてはそれぞれの課で所管しておりますが、整備する際には安全性、それから利便性の向上はもちろんですが、それぞれの用途や目的に応じまして、やはりインクルーシブという視点、多様性の理解と共生社会の推進の観点からも、各課とともに協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） よろしく願いしておきます。

次に、学校教育におけるH S C（ハイリー・センシティブ・チャイルド）への配慮についてということでお尋ねいたします。

音や光、臭いに敏感、気を遣いすぎて疲れやすいなど、人一倍繊細な特性を持つ子どもは「ハイリー・センシティブ・チャイルド」と呼ばれています。5人に1人が該当するとされています。不登校の原因になっている可能性もあると言われています。

関西大学の串崎教授によりますと、H S Cは「1 番目に、何事も深く考えて処理する。中には、行動するのに時間がかかる。一を聞いて十を知る。2 番目に、五感が敏感で、過剰に刺激を受けやすい。合わない服やチクチクする服が苦手。音や光、臭い、味、暑さ、寒さに敏感。3 番目に、共感力が高く、感情の反応が強い。怒られている人を見るのがつらい。不公平なことに強く反応する。4 番目に、ささいな刺激を察知する。表情や声の調子で小さな変化に気づく。芸術作品への観察力が鋭い。」という4つの特性を持つそうです。H S Cは、病気や障がいではなく、性格の一つで、人一倍繊細で人の気持ちへの共感力が高いとも言われています。

まず、学校現場においてH S Cの認知をされていますか、お伺いいたします。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えします。

先ほどの御説明にありましたように、H S Cとは人一倍人の気持ちに敏感な特徴を持つ児童生徒と理解しております。また、H S Cが不登校の一つの要因となっているケースもあると言われております。

このような中、市の教育委員会でも令和元年度から阿蘇市不登校対策委員会を設置しまして、未然防止部会と解消部会を置いて、現在のところ不登校の未然防止と解消に向けて取組を進めております。

○議長（湯淺正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 全国からH S Cの相談を受けているN P O法人千葉子ども家庭支援センターでは、学校の先生がどなるのが怖いとの相談が多いと言われていています。そして、H S Cは、思慮深さゆえに授業で手を挙げられず、先生から積極性が足りないと心配されることもあると言われていています。本人は頭をフル回転させて授業に参加していても、表面的には活発な子どもが評価され、自信を失い、本人が理不尽に感じる事が蓄積すると学校に行く気力が保てなくなり、不登校につながることもあってと言われています。

H S Cの理解や認知が進んで安心して過ごせるよう配慮することが大切だと思いますけれど、このことで学校現場へのH S Cに関する情報の周知、教員の質の向上や教育環境の改善が必要だと言われていています。阿蘇市における今後の取組について御答弁を願います。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） H S Cの特徴を含めた一人一人の児童生徒の居場所づくりとか、安心して生活や学習ができる、そうした出番のある、役割のある学校づくりに取り組んでおります。職員の研修も通してH S Cに関する情報提供とともに、多様化する子どもを理解し、適切に対応できるように学校では努めてまいりたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 変えるべきはH S Cではなく、環境だと思うんです。H S Cの子どもたちは、社会性が高いとされています。誤解がないようにしたいのは、社交性ではなく、社会性が高いのです。学校などの集団生活においては、社交的、活動的で堂々と大きな声で意見が言える子どもが評価されがちです。しかし、子どもたちの集団を見てみると、H S Cの子どもたちが身を削って協調性や共感性を發揮し、貢献しているのが必ず分かります。その子どもたちが適切な環境のもとでそのまま成長を遂げれば計り知れないほど社会に貢献することになると思います。きっと社会全体の幸福度まで上がるはずですよ。

私もこの質問をさせていただいたときにH S Cということを知り初めて聞いた。学ばせていただきました。本当に先生たちも大変だと思いますが、いろんな性格、このH S Cは宝のような性格の持ち主だということもありますので、しっかり個性を磨いてあげて、頑張って、皆さんに周知をしていただき、子どもたちを育てていただく環境づくりをお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 12 番議員、森元秀一君の一般質問が終わりました。

資料配付の願いがあっております。これを認め、資料の配付を行います。

〔資料配付〕

○議長（湯浅正司君） 続きまして、13 番議員、大倉幸也君の一般質問を許します。

大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉でございます。通告に従って、ただ今より一般質問を行います。よろしく願いいたします。

通告の1 番目、阿蘇市の野焼きについてということで、本年も3 月の初旬に野焼きが行われました。そのことについてお尋ねをいたします。

1 番目に原野の火入れを行っている団体の数とその形態、いろいろな牧野の形態がありま

す。区長さんが代表で行っているところ、それから牧野組合とか、波野は個人の所有の山がありますけれども、その現状ですね、全体の面積とか。市に合併を持ち寄って、市の所有になっている原野、入会権だけを残して市の所有になっている原野、それから税金を払って山田東部みたいに地区の所有になっている原野、それから火入れを行っている個人の原野、その数とか、そういう実態をお知らせください。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えいたします。

阿蘇市の野焼きについてということでございまして、本年の火入れ申請牧野数は全体で66団体になっております。そのうち、火入れ申請につきましては、1団体で複数野焼きを実施されるため、全体で82団体からの申請が行われているところでございます。この82団体のうち大半が阿蘇山麓、また北外輪一帯の一斉野焼きの団体と牧野という形になります。

それと、市有原野、また共有原野でございましてけれども、旧阿蘇町でございまして、市有原野と共有原野が共存しております。まず、阿蘇市有原野でございましてけれども、旧一の宮町、旧阿蘇町管内で44、それから共有原野でございまして、旧阿蘇町管内で9という形になっております。それと、先ほど議員からありましたとおり、波野地域については、個人の部分の野焼きということで集落から申請が上がってくるという形になっております。

82団体から申請が上がっておりますけれども、そのうち一斉火入れの牧野数は48でございまして。それ以外は、波野地域の個人等々の牧野になっております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 全部で82団体ということで、各団体で火入れ組合長とか、財産管理委員長とか、いろいろ区長さんとか、火入れ許可願を提出されて、野焼きが行われております。市有の原野、地区所有の原野、それからいろいろありますけれども、全体でその日にちを決めて行っております。3月の初旬から中旬までの間、各日曜日に決めて行っておりますが、その日にみんなで朝6時から会議をして、やるかやらないかを決めて、風向き、天候等もありますけれども、その団体で原野の地形とか、その地区によって、その日にやったほうがいいとか、やらないほうがいいとか、危ないからやめようとか、それから人数の関係とかあります。それで、日にちの都合もあるんでしょうけれども、強行してやるということで、今年もやったということでいろいろ事故が起こったりしております。その日に決行しなければいけないという取決めとか、そういうところはありますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 当日の野焼きの実施判断でございましてけれども、朝6時30分に消防署と各地区の牧野の代表さんにお集まりいただきまして、実施の判断を行うわけでございます。その時点で強風注意報等々の注意報が発令されている場合には中止という判断をいたします。しかしながら、朝6時半時点で風の強さ、また気象条件あたりが実施の判断に照らし合わせまして実施するとの判断をした場合であっても、実際牧野に上がりまして状況を見ますと、風があるといったところの状況も聞いています。火入れマニュアルの中では、実際8時半に現地の方で状況判断していただいて、火入れに支障がないような状況であれ

ば、また連絡して、一斉に火入れしていただくというところでございますけれども、今年は、順調に南山、また阿蘇山の北山側も予定どおりいったということでございまして、結果からしますと、新芽の芽吹きがないことによりまして、火のほうが大火になったと。また、乾燥していたという状況もありました。事後の各牧野組合長に確認しましたところそういう状況の意見もあったといったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そういう個々の牧野の判断ですね、それが全体で今日終わらせなければいけないとか、あと日にちがないとか、そういうので強行するといったとき、自分の牧野はやめようとか、そういう判断に至って、また次の週とか、その牧野の判断でできるというところの取決めなどは、全部決めてありますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これがやはり一斉火入れという形の部分からしますと、1つの牧野が実施の中止の判断をされるということになれば、なかなか一斉火入れに支障が出てくるというところで、これについては、基本的には強風注意報、気象条件を一つの判断基準という形にさせていただいておりますけれども、実際現地のほうに出向かれて、十分状況を判断させていただいて、最終的に実施の可否をしていただく形でございます。したがって、実際地域ごとのそういう協議、また連携の中でお決めになるという形を現在火入れマニュアルでも取っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 今年うちの牧野も一回いろいろな意見が出て、やめたほうがいいんじゃないかというところもありましたけれども、結局そういう理由で一斉にやらないと後で大ごとになるだろうということで行いましたが、3番目の質問になりますけれども、事故が、うちの牧野では山林にちょっと火が入ったぐらいで済みましたが、隣の牧野では人が出たり、大観峰では車両が損傷したり、いろんな事故が起きました。その中で、うちの牧野の飛行場の中でドクターヘリが飛行場に飛来して、そして隣の牧野の人が人を搬送されました。それを見た人は、やっぱりかなりショックを受けておられました。「これは問題ね」と、「これは来年から問題だ」と、みんな言いました。そういうところの責任ですね、結局、南阿蘇村とか他町村では町村長が火入れ責任者になったりとかしていますけれども、その現場で火をつけた人、火入れ許可願を出した人、組合長、区長、そういう人たちはやっぱり最終的にはいろいろ責任を問われるという事態があると思います。何年前の湯布院の事故でも組合長が書類送検されて罪にはならなかったと書いてありますけれども、そういう責任ある事柄というか、その責任者になれる方々が「これは問題ね」と。そういう方々が、そういう事態になったとき、ちゃんと自分が受けて、私がやりますとできるかできないか、そういう問題が今ほかのところからも出ていないか、そういうところを聞かせてください。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本年の野焼き後に各牧野組合長に次年度に向けての安全・安心

な野焼き環境にするための御意見・御要望等をお聞きしたところでございます。その中でも少数ではございますけれども、そういう火入れ責任者の要望等も上がったところでございます。また、お聞きするところによりますと、議員がおっしゃいますように、そういう重大な人身事故等々を受けまして、その火入れ責任者の責任も非常に大きいものがあるということで、なかなか責任者を敬遠されるといった牧野組合もあるようでございます。

それと、自治体の首長が火入れ責任者になるという形でございますけれども、これについては、全国的に見ましても、自治体の首長が火入れ責任者、自治体の責任のもとで野焼きを行うような事例につきましても、南阿蘇村のみかなというところで調べているところがございます。また、将来的にはそういう議論するような部分も発生するかと思いますけれども、現状としてはそういう状況でございます。

各牧野組合さんの要望としましては、安全対策の面、恒久防火帯の導入であるとか、また交通規制の延長、それとまた実施日の調整あたりの御意見が非常に多かったという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） ここ数日、新聞でもずっと取り上げられていますように、延焼した場合の補償ですね、事故があったときの補償とか、延焼した場合の補償、なかなか市もその保険に入っていると思われましても、原野の中にはもともとの組合員の山林とか、そういうのだけならいいけれど、やっぱり熊本市内から土地を購入されて、木を植えておられる方とか、私たちが 40 年と言わないぐらい野焼きをしているわけですがけれども、その頃に植えた木はかなり大きくなって、今度は苗木の補償だけでは済まない、立木の補償も含んでくると。それから観光客の車の損傷とか、そういう物的な被害の補償もあります。そういうところの保険関係はどうなっていますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 保険関係でございますけれども、まず牧野組合員さん、実際野焼きに従事される部分も含めまして、通年を通して輪地切り、輪地焼き、また牧野管理等に適用できる傷害保険ということで市のほうで取りまとめまして加入している状況でございます。また、今回の車両事故、塗装の剥離等の部分については、3 月の全員協議会でも状況説明を行わせていただきましたけれども、現在、市の総合賠償責任保険のほうで調整をさせている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） やっぱり責任問題になったら、先ほどから言いますように、火入れ許可願を出した人、現場の責任者、そういう人たちが、お金は市の保険で間に合うけれど、そういう誰が火をつけたかと、そういうところを言われると思います。なるべくそういう気持ちの問題もあると思いますけれども、補償体制の充実を今後図っていかねばいけないと思います。

4 番目のそのための安全対策ですね、マニュアル等、私がいつも従事しております山田東部原野の野焼き、500 町歩以上ありますけれども、組合員が昭和 40 年代は 130 名ぐらいい

たんじやないかと思ひます。それが現在ハ半分近くノ 85 名ぐらひになつておひります。ボラ  
ンティアハなし。それで、皆さんに資料を配付しておひりますように、野焼き装備ノトラクタ  
ーが牧場ノものを含めて組合員からお借りしたりして 4 台、5 台、これも動噴もセットして、  
それから軽トラが 4 台から 5 台、これも動噴もセットして、ジェットシューターが 10 何台  
あります。それから、各火入れノ班を決めて、班長を決めて、全員に 10 台無線機を持たせ  
て、それで班ごとに組合長からノ指示で火入れを行つて、この地図を持って、番号が書いて  
ありますので、その手順に従つて行ふようにしておひります。このように、野焼きがある前  
にはパンフレット、野焼きノ注意点とか、こういうのを全員に配つて、安全確認をして行つ  
ておひります。それでも、なかなかみんな、今年ノ野焼きとか近年ノ野焼きハ危なくなつて  
いると。要するに、人員が減つてベテランぞろひになつたというか、70 代、80 代ノ人が大半  
です。若い者は、ほとんどよそに住んでいて、野焼きノときに帰つてきて、参加するよ  
うな人が増えてきておひります。うちノ地区では一生懸命安全対策とか、そういうことを行  
つておひりますすけれども、ほかノ牧野ノ対策ハいろいろ聞いておられますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 山田東部ノ資料を今拝見させていただきます。これを実際配  
付されて、注意喚起して、周知徹底していただくという取組でございます。

各牧野組合においては、野焼き当日ノ作業前にすべての組合さんに口頭で注意喚起をして  
いる。また、各担当も張り付けていらっしゃるということでございますけれども、なかなか  
当日のみではしっかりと安全対策につながっていないという面もあるかと思ひますので、  
今後はこういう山田東部を参考とさせていただきます、各牧野さんにこういう周知を行い、  
安全対策につきまして徹底していただくよう協議を進めたいと思ひしているところでござ  
います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 各代表者が集まって会議をするときにそういう話はされてい  
ると思ひておひります。うちノ場合はそういう基準に従つて行つておひりますすけれども、  
やっぱり事故ハなかなか防げないところがあります。それで、今後、原野を守つていくた  
めに、昔は、牛馬がいて、そのために野焼きをしたりとか、有畜農家が主体でやつて  
いたんですけれども、今は、市民というか、組員全員で取り組まないといけないよ  
うな状態になつておひります。草原を守るといっても、世界遺産とかジオパークとか、  
そういうものばかり追わないで、まずは足元ですね、住民ノ気持ち、原野を守つてい  
かないといけないという、これは阿蘇市全体ノ発展にもつながるし、世界ノ財産  
でありますから、そういうところノ教育とか、市民というか、地区ノ人たちに  
そういうところをしっかりと教えていかないといけないと思ひます。私たちも  
牧野組合員みんな一応そういう気持ちで取り組んでいるんですけれども、  
なかなかそういう問題が出てくると、ちょっと二ノ足を踏むとか、組合長を受  
けたがらないとか、そういうのが出てきます。そういうところを今からどう  
してそういう意識にみんながなつてい  
かが問題だと思ひておひります。そういうところをどうお考えですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の事故を受けて、やっぱり再認識された地域、牧野組合が多いと思っております。改めて安全対策、野焼きの継続に向かえるような安全対策が必要。また、今回野焼きにつきましては、地元であるとか、各牧野組合が火入れ責任者という形をとっておりますけれども、そういった中で野焼き作業に出られる高齢者、また代わりで出られる方のそういう部分がありまして、野焼きの担い手不足、また延焼問題が発生するという課題もありまして、やむなく野焼きを断念している牧野も増えつつある状況でございます。

しかしながら、こういう広大な阿蘇の原野でございますけれども、ひとたび火を入れなくなりますと灌木化いたします。そうすると野焼きを再開する上にも非常にエネルギーが必要になってくるわけでございます。また、こういう広大な原野は長い時間をかけまして、実際これは人と自然が共存してきたあかしでございますし、将来的にわたって残すべき草原ということで地域の担い手と一緒にしまして行政の責務の中で守り抜いてまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） そういうふうになったらいいなと思います。うちの地区でも中山間の補助金を利用して、みんなにお金が行き渡るように、野焼きでも人件費、日当から機械代から 100 万円ぐらいの予算でやっております。なるべくそういう支援体制がみんなに行き渡るようお願いをして、野焼きの質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 続きまして、2 番目の阿蘇火山噴火災害対策についてということでお尋ねをいたします。

まずは、今回の噴火による被害状況とか現在の災害復旧の進捗状況とか、そういうところをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

防災情報課から被害状況について御説明を申し上げます。

本年 4 月 15 日に噴火警戒レベルが 2 から 1 に引き下げられまして、現地調査を行った時点での状況を御説明申し上げます。火口縁付近では火山灰が約 30 センチほど堆積しておりまして、駐車場や公園道路付近では 10 から 20 センチほどの火山灰が堆積していたというところでございます。それから、噴石につきましては、火口付近至るところに落下が見られまして、大きいものでは 1 メートル 30 センチほどの大きなものもございました。それから、火口見学エリア周辺の転落防止柵ですけれども、これはほぼ壊滅と言っていいような状況でございました。それから、6 か所のガス検知器でございますが、これにつきましても地下埋設の電源、それから通信の光ケーブル、そういったものも損傷が見られておりました。それから、火口監視所でございますけれども、強化ガラスが爆風で破損し、そこから火山灰とかが入りまして、内部の放送器具とか、それから監視機器、モニター等が損傷していたという状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 工事は観光課になっておりますので、説明いたします。

一日も早い火口見学再開ということでございまして、見学に必要な工事はほとんどが環境省が担っております。今、阿蘇市では監視所と駐車場ということになりますけれども、監視所は修繕工事が発注済みでございます。それと、阿蘇市専用の光ケーブルも無線でできないかということで、今、市原課長のほうで準備してあります。ただ、見学に必要なものは、とにかく環境省ということで、日々要望はしております。その中で、環境省としては、まだ2次規制のときにドローンの映像であらかじめ工事発注の準備をされるということまでしていただいております、ほぼ発注済みであります。日々その辺は連携を取って進めているところ です。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 今現在復旧作業が続いているということですが、昔は、ガスの規制がなかった頃ですね、私が聞いた話は、噴火したらその場に業者を集めて、ブルドーザーとユンボで一晩のうちに火山灰を撤去して、翌日は登れたと。そういう災害が起こるといふか、常に噴火の危険があつて、いつもそれが起こるといふ想定でそういう迅速な対応のやり方ですね、そういうマニュアルとか計画とかは立てられていますか。今回の噴火を受けて。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） それについては、マニュアルといひますか、同じようなものを環境省と作っております、すぐまたそういう協議会を開きました。昔のように、本当に火山灰撤去もすぐできました。全員協議会の折にお見せしたと思ひます。問題はガス検知器とか、そういったものです。以前と違ふのが、そこは、環境省さんに特殊機器ですので、お願いするしかないといふところで、私たちも二の足を踏んでいふところ です。

ただ、阿蘇市として新たな施設が加わりました。二次避難施設とEゾーンです。この二次避難施設については、とにかくEゾーンについても必要最低限のものしか置かないと考へておひまして、二次避難施設もなるべく防護壁の近くに寄せまして、環境省の電源もその火口壁にビタツと付けました。そして、天井も二重層の40センチのコンクリートに50センチの敷砂を付けて、天井が落ちないように下にも鉄板を入れました。そういったことで、とにかくおっしやつたとおひ、噴火はあると思つて対応していふところですが、また引き続き御意見いただひて、安全確保に努めていきたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 噴火したら、火が降ってくるわけ です。火山灰も熱い火山灰が。ときには火山弾が落ちてくる。そういうものを想定して、何でも強度のあるものを、例えばガス検知器でも予備を持っておくとか、頑丈な施設に入れるとか、仕事を終えて帰るときにはそこを封鎖して帰るとか、それから橋の欄干でも手すり、防護柵ですね、転落防止、ああいふところでも木はすぐ燃えるんじゃないかと私は思つておひます。誰が見ても分かるように普通の公園とは違ふ。要するに、火山の施設だから、火に強いもの、強度のあるもの、そういうものを計画したらいかがでしょうか。本当に燃えたから、またそれを造るといふので

はなくて、さらに強いものを造ったほうがいいんじゃないでしょうか。そういうところの計画はありますか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そのように思っているんですが、あそこは特別地域です。特別地域は阿蘇くじゅう国立公園の中で火口のところと高岳の頂上と九重の頂上の3か所だけです。そういう中なので、どうしても木をです。日頃の見た目の部分があると思います。その辺は、私どももしっかり伝えていきたいと思います。ガス検知器が1つ、阿蘇市のものをEゾーンに付けなくてはいけなくなりました。なので、できるだけ無線というのができないかと。そうしたら、特殊システムなので、新しく開発しなくてはいけないということでしたが、ぜひお願いしますということを市長も直々要望されていますので、その辺もまた密に環境省と取り組んでいきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 阿蘇市の観光施設のメインであり、先ほども言いましたように、普通の公園とは違うんですから、木とか、そういうのではなくて、強度の強いもの、そういうものをやっぱり要望していかないといけないと思います。そこをぜひ今後の対策として要望して、頑丈なものをつくって、噴火しても早期に再開ができて、お金が入ってくると、そういう仕組みをつくっていただきたいと思います。意欲を。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 火口の中を、Eゾーンあたりを見ていただいたと思います。やっぱりあれだけ感動できる場所は九州の中でもあそこ1つとっておりますので、一生懸命努めてまいります。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 以上で、阿蘇山の質問を終わります。

続きまして、時間がまだありますので、3番目の質問を行います。

昨年の11月、12月に山田小学校の跡地の利用ということで、ある食品会社が事業を立ち上げて、いろんな加工食品の工場として2教室ぐらい使わせてくれということで要望があり、いろいろ区長さんをはじめ、みんな私たちも呼ばれて、説明がありました。その後、だんだん音沙汰がなくなって、また連絡するということでありましたけれども、全然その後の状況が分かっておりません。そういうところが今後どうなるのかということの説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

旧山田小学校の活用の部分について、これまでの経過を御説明申し上げます。

昨年5月から利用の申出がございました事業者と賃貸借につきまして協議を行ってまいりました。先ほどもありましたように、昨年11月に山田地区の住民の説明会を実施しまして、本年度から賃貸借の契約予定で事務を進めてまいりました。

本年4月に入りまして、事業者から突然契約の遅延に関する協議が打診されました。理由

としては、代表者の諸事情ということで事業継続が困難となったという内容でございました。本市としましても、非常に住民としても期待をしていたということで説明を終えたところであり、再考できないかとお願いをしましたけれども、最終的には今年5月18日に正式に事業の中止の申出があったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） それでは、5月に中止が決定したということですね。私たちはそれを何も知りませんからこういう質問をしたんですけれど、こういうちゃんとしたパンフレットまで見て、期待を寄せていたわけです。住民も区長さんから様々な説明を受けて、いろいろ期待していた方がおられると思います。仕事の雇用の問題もいろいろ話し合われたことですから、こういう後始末はどうされますか。あと、今後の利用計画について、この業者はもう駄目ということですね。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 5月18日に事業の中止の申入れがあって、そこで事業の中止を決定したわけでございますけれども、中止があったということで、地域の地区の区長、役員さん方には説明していたところでございますが、山田小学校はロケーションもよいことから、地理的にも立地的にも良いということで、今後、関係部署と有効な活用について協議をしてみたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 大倉幸也君。

○13番（大倉幸也君） 説明がしてあるということならいいんですけど、これからも跡地利用ですね、ちゃんとしたことができるように計画を立てて進め、ちゃんとそういう経過も地域の住民に分かるように説明していただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 13番議員、大倉幸也君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。2時25分から再開いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、16番議員、藏原博敏君の一般質問を許します。

藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 16番、藏原です。久しぶりに一般質問をさせていただきますので、できますなら分かりやすい説明をお願いしたいと思います。

まず、通告の1番目、パブリック・リレーションズ推進チームの活動についてお尋ねをいたしますけれども、答えていただきます前に通告に書いてありますように現在の阿蘇市の遊休施設、遊休地の件数と現状についてお尋ねをいたします。また、その後に教育施設の件数

についても質問したいと思いますので、教育委員会、よろしく願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

市所有の遊休地、遊休施設の件数についてでございますが、現状把握している物件が大小ありますけれども、22 物件でございます。内訳としましては、建物が存在しない更地の物件が 10 件、建物が存在する物件、こちらが 12 件となっております。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 失礼します。ただ今の御質問にお答えします。

教育課の所管する部分につきましては 14 施設ございまして、そのうち廃校校舎が 7 施設ございます。この中で、廃校校舎の 7 施設のうち、4 施設は建物除却、それ以外の 3 施設については継続して維持管理していくこととしております。

○議長（湯淺正司君） 藏原博敏君。

○16 番（藏原博敏君） ただ今、簡単に説明をいただきましたけれども、お答えいただいただけでも 36 施設、大変多くの遊休地、遊休施設が残っております。今までそれぞれの議会で各議員さんが遊休地の利用はどうするのかとか、活用はどうするのかと、個別の質問はたくさんございましたけれども、今回は総合的にお尋ねをしたいと思います。

それでは、本題に入ります。

パブリック・リレーションズ推進チームの設立目的は、全員協議会の中でもございましたけれども、昨年 1 月に隣の菊陽町に台湾の半導体企業 T S M C が進出するに当たりまして、我が市でも相乗効果を目指そうじゃないかということで設立が決まったと認識しております。先ほど説明を受けましたように、阿蘇市全体の遊休施設、遊休地は時代の流れに伴いまして多岐多数に及んでおります。このことは、本市の過疎発展計画にも上げておられますように維持管理には大変負担が生じておりますし、また阿蘇市が目指す自然豊かな観光地づくりにも景観的にそぐわないと思っております。

たまたま 6 月 16 日の新聞紙上に阿蘇いこいの村の惨状ということで市民の方が投稿しておられました。遊休施設とか遊休地に関しましては、日頃からそれぞれの所管の職員さんが一生懸命管理に当たっておられますけれども、先ほど申しましたように 36 施設にもなりますとなかなか手が届かないし、その維持管理には膨大なエネルギーと予算が伴うと認識しております。ただ、それだけ一生懸命しても、やっぱり市民の方から見ると、荒廃地を放置しているというふうに目に映るのが現状です。ですから、皆さんが一生懸命努力されても、市民にはそれだけ評価をしていただけないというのが現状ですので、皆さん、日頃御苦労されておりますけれども、なかなか評価は難しいと思っております。

コロナ禍で経済が大変停滞している中で、なかなか遊休施設の整理・活用は難しい面があると思います。今日、ほかの議員さんからも質問がありました。私も、市長さん、副市長さんに有効活用とか企業誘致とか常日頃申し上げておりますけれども、このこともこちら側だけではなくて、進出する企業にも言い分があるわけです。そういったことで、なかなか手は打っても、実現しないというのが現状ではなかろうかと思っております。とは申しまして、この

整理と活用というのは避けて通れない大変重要な課題であります。

そこで、先ほど申しました推進チームは、これまで設立後、どんな活動をされてきたか、活動内容についてお尋ねいたします。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 推進チームの活動内容ということで、推進チームについては、今年の1月31日に設置しております。推進チームの下に検討部会を3つほど設けておりまして、その検討部会の中で職員あるいは各課から38の事業提案がっておりますので、その38の事業提案に対して短期・中期・長期に整理いたしまして、今検討を深掘りしている段階でございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 現状について今お話がありましたけれども、先ほどからほかの議員さんからも質問がありましたように、決して協議倒れにならないように実行につながるような活動をしていただきたいと思います。

そこで、市長の諸般の報告の中で、この推進チームで熊本県の企業立地課から提供可能な土地情報について助言があったとありましたけれども、その助言の内容と内容の分析、そしてそれは具体性があるのか、ただ単にリップサービス的な話だったのか、課長の感じられたところをお答えいただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 5月17日に総務部長及びまちづくり課、それから企画財政課の職員で県の企業立地課へ出向きまして、TSMC関係の情報交換を行っております。企業立地課からの情報、意見としましては、TSMCの進出に伴いまして関連企業などからの問合せが多くなってきていると。県の工業団地についても枯渇してきている状況であるため、まずは学校の跡地あたりも含めた物件の情報が欲しいという要望がございました。それから、土地を借りて、自社で仮設住宅建設を希望している企業があるということも聞いております。また、台湾、特に台北になりますけれども、台湾全土と熊本の交流促進のため、県がインバウンドの受入れを強化していく予定であることなどの情報提供をいただいております。

これを受けまして、早速、未利用の市有物件、遊休地、遊休施設の物件について、県の企業立地課に取りまとめた情報を提供いたしまして、企業等への斡旋をお願いしているところでございます。また、現在、阿蘇市をPRするための情報発信ツールとしまして、定住化促進事業の一覧、それから空き家バンクの情報、それから観光情報などを取りまとめ中でございますので、完成次第、関係機関に対し、阿蘇市の魅力発信ということで営業活動あたりを行いたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） いろいろ活動されているみたいですがけれども、企業立地課のお話の中で皆さんが阿蘇市に特化した希望を持っておられるのか、総合的な話の中でそういう施設を情報として提供してほしいというお話があったのか、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 私の感触としましては、阿蘇市、阿蘇地域に特化した形ではなく、全般的に物件の情報が欲しいということで伺っております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 私も、以前、企業立地課の皆さんと熊本県の企業誘致の実績報告についてお話をしたことがあります。非常に熊本県の企業誘致がうまくいっていると実績報告をされましたので、私が申し上げたのは、例えばその企業誘致がうまくいった地区はどこですかと言ったら、合志市とか菊陽町とか大津町なんです。それは、企業立地課の皆さんには水を差すようで申し訳ないけれど、そこは自然に企業のほうから進出してこられただけで、やっぱり熊本県全体を取りまとめようとするなら、後で質問しますけれども、例えば人吉球磨地区とか、天草地区とか、阿蘇地区とか、なかなか企業立地がうまくいかないところに企業の推進をして、初めて熊本県全体の企業誘致がうまくいったということになるんじゃないでしょうか。皆さんがおっしゃっているのは、黙っていても、本田技研とか、先ほどの台湾の企業とかが来るものですから、その衛生企業が進出してくるのは当たり前なんです。ですから、先ほど分析はいかがでしょうかと言ったのは、皆さんが相談に行かれて、ただ聞き置きますと、そういう物件を提示してくださいということだったら、阿蘇市も独自の誘致活動なり人口減少対策をしないと、企業立地課だけに期待をしてもなかなかうまくいかないんじゃないだろうかという認識を持っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まずは、県の企業立地課に物件情報を提供したことで県の大阪事務所、それから東京事務所あたりに情報共有するとのことをございましたので、今後、企業立地、それから移住・定住の可能性は出てくるかと思っておりますが、議員が言われるとおり、根気強くアプローチをしっかりとやっていって、阿蘇市を選んでいただけるように活動を続けていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） もともと「パブリック・リレーションズ」という言葉のものは、PRとか、あるいは情報発信ということで、ちょうどいい機会ですので、この台湾企業の進出を機に、それとまた違った形で、ぜひ、先ほど報告がありましたような36件にも及ぶ阿蘇市の遊休地、遊休施設の整理と活用に努めていただきたいと思いますと思っております。

そこで、チームの活動は、先ほど課長からお聞きしますと、それぞれの課長さんとか部長さんたちが兼務で行っているという発言でしたけれども、こういうことではなくて、チーム内に短期間であっても専従職の職員を置いて活動する必要があるのではなからうかと思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 現在は、確かにおっしゃるとおり、現在行っている業務の延長の中で推進チームを立ち上げまして、関係課長が集まって検討を続けております。今後、具体的に事業展開が予算化されるようなことがあれば、そういう段階で組織については、人

事の案件になりますけれども、調整、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 兼務をされる方は、通常はそれぞれの仕事を持っておられますので、たまたま会議のときだけそれに集中するのではなくて、やっぱり必要に応じて専従職を1名なり2名、このチームの中に配置して、積極的にそういう活動をしていただいたらどうかと思っております。

それでは、次の質問に移ります。このことにつきましては、先ほど古木議員からも質問がございました。今回要件の見直しによって阿蘇市全体が過疎地域の認定を受けましたけれども、私はこの「過疎」という文言に若干の寂しさを感じます。通告ではメリット・デメリットについてお答えくださいますけれども、このことにつきまして、先ほど佐藤市長から、開口一番「過疎の指定は残念」と、「過疎債の運用についても慎重に取り扱うべき」という発言がございました。それを聞いて、私も安心した一人です。ただ、メリット・デメリットに関しては、企画財政課長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 過疎地域指定のメリットとデメリットということで、メリットとしましては、端的に言うなら、財政面が挙げられます。国の負担、補助割合の特例、それから過疎債、こちらが充当率100%の交付税措置が70%ございますので、財政的なメリットという部分はあるかと思えます。逆に、デメリットとしましては、過疎地域に指定されたことによりまして直接的な制限あたりはないかと思えますが、人口減少による産業の停滞、それから地域の衰退、空き家・空き地の増加などが挙げられるかと考えます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 今答弁にありましたように、やっぱり財政面ではこういう状況に至っていることは現実ですので、それは幾分かの助けになると思います。ただ、市長も私も同じ感じ方として、日頃皆さんが努力をされて、定住化促進とか企業誘致とか、そういうことを一生懸命推進される中で過疎地にされたということは衰退の方向にあるなということでも私も大変寂しく思いますし、そのうち盛り返して、過疎地の指定を返上するような時期が来ればいいなと思っております。

全員協議会資料の「過疎発展計画の変更について」によりますと、今回過疎指定の人口要件の中で全体が過疎指定を受けたと書いてありますけれども、その中で具体的に旧波野村が41.5%の減少率と、そして旧一の宮町が19.3%、旧阿蘇町は29.1%となっております。特に旧阿蘇町の29.1%という高い減少率には意外な思いを持ちましたけれども、その要因はどこにあるのだろうか。合併以前は3町村の中で一番財政的にも人口的にも優位にいた阿蘇町が29.1%も減少していると、その要因をお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 令和2年国勢調査人口をベースに40年前、昭和55年と比較した場合の人口の減少率を、今、議員が言われました。旧阿蘇町については△29.1%ということで、その要因について推測できる部分についてお答えしたいと思います。

旧阿蘇町の5年ごとの国勢調査人口では、昭和50年以降、減少率が最も顕著だった年については、平成27年から令和2年にかけて1,428人減少しております。特に平成28年熊本地震の影響が大きかったものと推察しております。また、昭和50年代当時の時代背景を鑑みれば、阿蘇山上観光をはじめとしまして、全国有数の温泉地であります内牧温泉など、多くの観光客でにぎわっております。就労の場も多く存在したことなども人口を維持してきた一因として挙げられると考えておりますが、近年については、モータリゼーションの伸展、増加する周辺温泉地の隆盛によりまして、本市における観光産業に携わる従業者も減りまして、経済活動の流れの中で人口が減ってきたことも否定できないと考えております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 私もそのように想像していたわけですがけれども、今、課長から答弁をいただきました。一つには観光の形態が変わって、一つには観光自体が衰退しているということもありましょうし、もう一つはやっぱり地震の影響で近隣の自治体に住民異動されたということもあるかと思えます。

それで、先ほど質問をしましたが、近隣自治体の大きな企業の進出や人口増加を見ますと、私たち議員をはじめ、地域の方の中には、台湾企業が進出することに対する相乗効果を期待する声もあることは事実です。しかし、一步油断をしますと、私は逆に労働力として阿蘇市の人口が近隣自治体に流出する心配もあるという考えも持っております。ですから、やっぱり皆さんと一緒に、何とか阿蘇市の人口減少に対する取組を強化しないと、大きな企業が来たからこちらにも相乗効果があるのではないだろうかというぐらいの気持ちを持っていても、市民の方の中には、利便性とか働く場所の提供とか、そういうことを求めて、逆に大津町、合志市、菊陽町のほうに転出される人が出てくるのではないだろうかと危惧しております。

そこで、課長にお尋ねしますが、阿蘇市の人口減少対策は、どのように進めたいと考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 全国的に少子高齢化と人口減少が深刻化しております。行政は、企画立案から予算措置、そして事業化まで、補助金申請から起債申請なども含めまして、どうしても対応や意思決定が遅れがちでございまして、社会の変化、時代のニーズの柔軟かつ機動的な対応力については民間よりも劣る部分はないかと考えております。

国におきまして、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年に改訂しております。こちらでは、人口減少や東京一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体でしっかり共有した上で、活力ある地域社会の実現を目指すこととなっております。

本市におきましても、先ほど総務部長からありました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について令和2年3月に策定しております。こちらの中で基本的な考えとしまして、若年層を中心とした転出超過による社会減に歯止めをかけまして、仕事と人の好循環による持続可能な地域社会の創造を目指しまして、経済、それから福祉・生活、教育など、多岐にわたり取り組むこととしております。

先ほどからTSMCの進出というお話がっておりますけれども、今般のTSMCの進出を契機としまして、多くの企業が近隣の菊陽町を中心としまして進出を計画しております。熊本地震後に寸断されました交通アクセスが現在では飛躍的に改善しておりますので、通勤圏内となった阿蘇市の安価な地価の優位性をアピールしまして、交流人口増加による地域経済の活性化を目指し、移住・定住を促進するための施策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） とにかく台湾企業の進出も一つのきっかけとして、そしてもうそろそろ皆さんが大変苦勞されたコロナ関係も全体的に落ち着きつつあります。執行部の皆さんと、そしてもちろん私たち議会も力を合わせて過疎地対策、人口減少対策にはしっかり取り組んでいくべきでしょうし、また議員の皆さんもいい情報があったら、このチームの皆さんにこういう情報がありますがということで伝達するような姿勢が必要ではなかろうかと思っております。今後の皆さんの活躍を心から願っておりますし、実績につながるような活動をぜひお願いしたいと思います。

それでは、財政課長、これで結構です。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） それでは、通告の3番目の最後の質問に移ります。古城地区の新県道と旧県道、この旧県道は現在は市道となっておりますけれども、これを結ぶ連結道路の予定数と現状について、建設課にお尋ねしたいと思います。

この路線では、皆さん御存じのように、平成24年の九州北部豪雨災害でカルデラ壁が崩落しまして、22名もの尊い命が失われました。今年がちょうど10年目になりますし、それを祈念した合同慰霊祭も行われることになっておりますけれども、この10年間、復旧・復興が進んできたことは大変喜ばしいことだと思います。

そして、この地域は大変危険な地域の形状から、当時からバイパスの必要性が論じられておまして、現在では立派な県道バイパスが完成しましたけれども、今でも地域住民の生活の中心は旧県道周辺であります。そういうことですので、連結道路なくしては、せっかくできた新県道が災害時の避難には大変使い勝手が悪く、また県道自体の効果も低下するものと思われま。

災害が起こってから10年が経過しますけれども、この間の本会議でも話が出ましたように、コロナ対策あたりがありまして、社会資本整備の交付金が大幅に減額される中で、そういった厳しい状況を踏まえた上で、こういった人命に関わる整備ですので、スピード感を持って完成をしていただきたい。それで、何本の連絡路を予定されているのか、そして現状はどうなっているのか、建設課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

県道バイパスと旧県道を結ぶ路線につきましては、3路線を想定しております。現在、進捗としましては、古城4区1路線を昨年測量設計が完了いたしまして、今年度から用地交渉

に向け、取り組んでいるところでございます。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 3路線は、全部新設ですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 2路線が新設で、1路線は既存の道路を延長してバイパスにつなげたいと思っています。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 三閑地区に関しては、1路線だけ計画ができて、着工に入っておられるんですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 用地交渉に入っております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） なかなか古城地区の整備だけを主張するつもりはありませんけれども、先ほど申し上げましたように、また梅雨の時期を迎えます。あそこの形状は、山田地区から尾ヶ石地区までのカルデラ壁と違いまして、壁の直下に家があるわけです。ですから、22名もの尊い命が失われたわけです。ですから、私から言わせていただきますと、非常に緊急性と危険性が高いと思っております。ただ、我々は、勝手に「さあやれ、そらやれ」と言いますが、やっぱり財源的なものもあります。特に社会資本整備関係の予算が減額される中で建設課には大変だと思いますけれど、一日も早くこの整備をしていただかないと、もしもまた災害が起こったときは、地域住民は、今度は「人災」と言うわけです。ですから、そのところを理解していただいて、早急な取組を要望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） まず予算の確保に努めたいと思っておりますし、用地交渉もスムーズにいくように関係者の方々に御協力をいただきたいと思っております。ほかの2路線につきましても並行して地域の意見を聞きながら整備を進めていきたいと思っております。スピード感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 藏原博敏君。

○16番（藏原博敏君） 建設課長にはよろしく願いいたします。

最後に、佐藤市長は平成20年の水害直後の惨状から今日までいろいろと災害復旧に関わってこられましたけれども、今のバイパスと旧県道の連結道路の建設についての市長のお考えを確認したいと思います。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） ちょうどあれから10年経ちました。でも、あそこの新しい県道のバイパスについては、その災害の以前から住民の皆さん方が、いざというとき今の県道ではどうしようもないと、災害が起こったときは逃げ場がないという、そんな陳情を受け、藏原議員も一緒になってバイパスの件については取り組んでまいりました。そして、今ようやく

用地交渉が進みながら新しいバイパスというのはできつつありますけれども、でも、やっぱりそこには御質問にありましたように、結節点というのは既にそれを計画するときから当然あるべきだと思っておりました。そこが財政等の問題もありまして、なかなか前に進まなかったということはここで改めて反省をしているところでありますけれども、とにかくそういう災害があったところ、まだ危険をはらんでいるところについては、早くスピード感を持って、これからも前に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○16 番（藏原博敏君） 市長のお考えを確認しましたところで、私の一般質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 16 番議員、藏原博敏君の一般質問を終わりました。

資料配付の願いがっております。これを認め、資料の配付を行います。

〔資料配付〕

○議長（湯浅正司君） 続きまして、11 番議員、市原正君の一般質問を許します。

市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原でございます。本日最後の一般質問になりますので、なるべく早く一般質問を終えたいと思っています。的確な答弁を求めておきます。

今回は、野焼きと、休日等の保育実施に向けた今後の取組、この2点についての質問を行いますが、まず野焼きについては延焼防止対策等について、先ほど大倉議員の質問の中でも農政課長のほうでかなり答弁をされましたので、かぶらない程度で質問をしたいと思っております。資料として、既に議員の皆さん、また執行部の皆さんも熊日新聞の中で見ておられると思いますが、改めて野焼きについての記事を幾つか載せてみました。

まず、延焼防止ということで話を進める前に、熊日新聞の社説に延焼補償という部分が出てきましたが、この記事を見て、私は不思議に思ったのは、50 数年前になりますが、波野のほうに私も山を持っておりました。我が家も、その当時まだ小学生だった私は、波野の牧野組合から明日野焼きをやります、何月何日に野焼きをやりますという連絡が入りまして、当然一斉野焼きでありますから、父は地元の野焼きに出ます。母と2人で朝からその山に行きまして、延焼しないように自分たちで草を切ったり、いろいろしていた記憶があります。そういう中で、これを言うと山林の所有者の方から批判を受けるかもしれませんが、延焼防止をするのは山林の持ち主が当然すべきなのではないかと私は考えておりました。ですから、その点について、今回野焼きの一般質問をするということで農政課長ともいろんな話をこれまでしてきましたが、そういったことについて、今、延焼した場合、苗木の補償、立木の補償だ、何年間下刈りをするとか、いろんなことがあっているそうですが、法律上どうなっているのかということをお管に答弁を求めたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） お答えさせていただきます。

まず、法令に則って定めがあるかということでございますが、現在、阿蘇市の火入れに関する条例に防火帯の設置と、火入れ責任者については設置するよう規定しているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 何年ぐらいから補償とか、そういったものが出てきているのか。それで、阿蘇市の条例の中でそういったことが出されているということですが、こういったことは、条例ももちろんですけども、やはり法律というか、そういったことが優先するんじゃないかと思うんです。それで、一般的な火災の場合、よほど理由がない限り、延焼しても補償は火元にはないという部分も実際あるわけです。だから、それが野焼きに関してこういったことが決められているのかどうかということは、課長、どうなんでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 火入れ責任者の責務としまして、防火帯は、森林法にも隣接する山林、またその他の土地については通知をすることという規定もございます。そういった中で、基本的には火入れ責任者の部分が責任の度合いが非常に大きいものと思っております。また、当然山林所有者の自己防衛という面からしますと、阿蘇市管内、旧一の宮町管内でございますけれども、実際森林所有者と牧野組合員さんは共同で防火帯を設置されているという事例もあるようでございます。

○議長（湯淺正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 今、課長から山林所有者に対する通知という答弁をもらいましたが、やはりそういった部分、そして山林所有者と牧野組合が火入れ等は共同して防火対策を取るといふ、これは非常に今後大事になってくると思いますので、そのあたりについて所管のほうで組合長さんあたりの会議、そういったことで周知徹底していただきたいと思います。

それから、もう1点、先ほど話が出てきていました火入れ責任者は、私は今回一般質問する中で数名の牧野の組合長さんに聞き取りをしてみました、その中でやはり火入れ責任者になることを躊躇される組合長さんがいらっしゃると。今の補償とか、そういったことを考えると、火入れ責任者になりたくない。既に所管はそういったことは把握しておられると思いますが、先ほど話があった南阿蘇村では首長さんが火入れ責任者になっていると。それがどうだということではなくて、阿蘇市として市長が責任者になるということ、そういったことも検討すべきではないかと考えますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 先ほど大倉議員の際の御説明で申し上げましたとおり、全国的に見ましても、自治体の首長が自治体の責任によって火入れに関する責任を負うと、火入れ責任者になるといった事例については、今のところ南阿蘇村なのかとっているところでございます。また、火入れ責任者、そういう御要望も各牧野から数件上がっているわけでございますけれども、共有原野も含めまして市有原野についても入会権あたりの大きな権利がございますので、そういったものをクリアする必要がございます。そういったところから、まず権利の問題につきまして調整していく必要があるかと思っているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 市原正君。

○11 番（市原 正君） 延焼防止ということから関連の質問になりましたけれども、そういった部分をしっかりクリアしていただいて、そしてやはり野焼きをするということは草原

を守るといふことで大変重要な作業であります。危険を伴うといふのはもちろん分かっていることでもありますので、そういったことも含めて、先ほど件数が上がっていましたけれども、そういった代表の方と本当に来年の野焼きのことを今からきちんと検討していただくように求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 本年の野焼きの直後に各牧野組合長さんに、先ほど申しましたとおり、次年度以降の野焼きを安全・安心に継続していけるような環境整備のための御意見・要望等を取りまとめさせていただいております。それをもとに、今後、グリーンストック、また熊本県をはじめ、環境省等々と協議しながら、また地元牧野組合さんに御意見に沿った部分をお示しして、次年度以降、安心・安全に継続できるような環境整備につながる部分を早急に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原正君） 今、課長から十分対策を講じるということで答弁をもらいました。先ほど話がありました山林所有者への連絡の件も含めて、的確な牧野組合長さんとの会合をもっていただくように求めておきます。

次の質問に入りますが、より安全な野焼きの実施についてという部分です。これについては3月議会であったと思いますが、藏原議員から野焼き時の服装の質問が出されていたと思います。私も全く同感であります。やはり燃えやすいものを今着て、野焼きに参加しているんじゃないかと。それで、火がつく、そういった事例が出てきているんじゃないかと思っています。

先日、テレビで、ある衣料メーカーが溶接時に燃えにくい衣料を開発し販売しているとの放送がなされておりましたが、こういった衣料メーカーとタイアップして野焼き時に着る燃えにくい衣類の開発、そういったものをやはり阿蘇市としてやるべきではないかと私は提案をしたいと思っています。そして、それには若干経費もかかるかもしれませんが、そういった衣類を組合員が求めるのであれば補助金を出すとか、そういったことも今後検討してほしいと思っていますが、所管としてどうでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員がおっしゃるように、安全対策装備としまして、燃えにくい、難燃性の衣服といったところも必要になってくるわけでございます。現在、約9,800町歩ございますけれども、野焼き従事者として、延べの数字でございますけれども、2,300名近くの従事者の方がいらっしゃいます。すべての方に行き渡るのが一番いいことではございますけれども、一番危険性を伴うものが着火、火ひきをされる方が非常に危険が伴うわけでございますので、そういった部分からまず導入する必要もあるかと思っております。また、そういったメーカーとの開発に当たっての連携につきましては、情報を入手して、また十分に協議してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原正君） 課長から非常に前向きな答弁をいただきました。ぜひ安心・安全

な野焼きができるように衣料メーカーともタイアップして、そういったものの開発を所管として取り組んでいただくように求めておきます。

以上で、野焼きの質問を終わります。課長、ありがとうございました。

それでは、続きまして休日等の保育実施に向けた今後の取組という部分であります。これは昨年の一般質問の中で森元議員が同じ質問をなさっていたと思います。そのときの答弁は、公立、民間ともに現在そういった休日保育は対応できないという答弁であったと記憶しておりますが、その後、何か変化はあったのか、まだそのままなのか、そのあたりから、まず伺いたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。ただ今の質問に御回答させていただきます。

今おっしゃられたとおり、前回の回答から状況的にはまだ変わったところはありません。前回の回答なのであれですけど、もう一度説明させていただきますと、令和2年3月に策定した阿蘇市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査というのを行っております。その中で、未就学児童の保護者を対象としたアンケートによると、土曜保育をするならば毎週利用したいという方が20%いらっしゃいました。日曜保育等をほぼ毎週利用したいという方は5%にとどまっている状況です。この部分もございまして、既に土曜保育は阿蘇市内全園で行っておりますけれども、休日保育については今のところ予定していない状況です。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原正君） ニーズが5%しかないという部分ではありますけれども、やはりその5%にも光をあてていただきたいと思います。というのは、その5%というのは、多分阿蘇市の観光業に従事しておられる方々ではないかと思えます。いわゆる日曜・祭日の稼ぎ時に、やはり子どもをどうするかということで、そういった相談も実際に受けています。ですから、保育園としてそういった対応ができないとしても、何か対応があるのではないかと。所管のほうで何かあればそういった対策を講じてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 先ほどの回答で私の説明が足りなかった部分があるんですけども、今後の取組として、今度の先ほど申し上げた子ども・子育て支援事業計画、令和7年度策定に向けて、令和5年度にまたアンケートをまず実施させていただきます。その中で新しいニーズというものを把握していくところです。

今おっしゃられました休日保育の代替となることは何かないかということですが、阿蘇市では休日あるいは朝夕の子育て支援策としてファミリーサポートセンター事業を創設してやっております。ファミリーサポートセンターは、生後6か月から小学校までの児童を、私が預かってもいいよという協力会員と、預かってほしいという依頼会員と、私が時間があるときは預かるから、預かってほしいときは誰か預けてほしいという両方会員、この会員で成り立つ部分もございまして、それぞれのニーズをマッチングというか、仲介するような形の事業を社会福祉協議会に委託して実施しております。平日の利用が基本事業ではございますが、会員双方の理解、合意があれば土日・祝祭日・早朝・深夜の利用も可能となっております。

ます。会員ですけれども、令和4年3月末現在で協力会員が52名、依頼会員が67名、両方会員が10名という形で登録をされているところです。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 非常に未就学児童を持っておられる親御さんにとってありがたい制度ではないかと考えます。ぜひこの制度をきちんとそういった親御さん方へ、市民の方へ周知をしっかりと行っていただくように求めておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） 周知は、もちろん続けていきたいと思っています。ちなみに、利用の実績ですけれども、平成29年が7件、平成30年が58件、令和元年が59件と伸びていたんですけれども、令和2年が地震関係で2件に落ちまして、昨年度の実績は98件で、利用者数は着実に伸びているところだと思っております。ちなみに、日曜・祝祭日の利用実績というのは、ゼロの状態です。実際預けようという気になる部分というのが日曜の場合はなかなか少ないのかなという状況ではないかと思っております。また、もともと阿蘇市の場合は、近隣に親類がいて、預かりを頼める方が多いなどの地域性等もありますので、無理に利用実績を伸ばそうという事業推進を図っていくつもりは今のところありません。ただし、いざ預けたいときに預かってくれるという協力会員、うちが預かってもいいよという人を増やすような周知をメインに特にやっていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 市原正君。

○11番（市原 正君） 福祉課長、ありがとうございました。今後、さらにこうした取組をしっかりとやることで、市民の皆さんが安心して阿蘇市に住めるという、そういう環境づくりをしっかりとやっていただくように求めておきます。

今回、野焼きの件、そして休日保育の件、2点質問しましたが、今後も皆さん方のしっかりした取組を期待しまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 11番議員、市原正君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時25分 散会